

第十九回国会 衆議院 地方行政委員会公聴会議録第一号

昭和二十九年三月十六日(火曜日)

午前十時四十七分開議

出席委員

委員長 中井 一夫君

委員 加藤 精三君

理事 藤田 弘吉君

理事 藤田 義光君

理事 藤田 亮君

理事 藤田 宏一君

理事 藤田 三郎君

理事 藤田 清吉君

理事 藤田 英雄君

理事 藤田 大石君

理事 藤田 中井徳次郎君

出席政府委員

国家地方警察本部長官 齋藤 昇君

国家地方警察本部長官 谷口 寛君

国家地方警察本部長官 柴田 達夫君

国家地方警察本部長官 山口 喜雄君

国家地方警察本部長官 赤間 文三君

国家地方警察本部長官 徳田与吉郎君

国家地方警察本部長官 戸倉 嘉市君

国家地方警察本部長官 廣瀬 勝君

国家地方警察本部長官 鶴岡 信茂君

国家地方警察本部長官 阿部真之助君

国家地方警察本部長官 藤田 孝子君

国家地方警察本部長官 横川 正市君

国家地方警察本部長官 委員外の出席者

主婦連合会事務 藤田 孝子君

全国官公労働組 横川 正市君

合協議会議長 藤田 孝子君

委員外の出席者 専門員 有松 昇君

専門員 長橋 茂男君

本日の公聴会で意見を聞いた事件
警察法案及び警察法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案について

○中井委員長 これより警察法案及び警察法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案について公聴会を開会いたします。

本委員会におきましては警察法案が云る二月十六日付託せられまして以来慎重に審査をいたして参つたのであります。委員が、委員会が特に本日より二日間公聴会を開きまして、警察法の改正について真に利害関係をする者及び学識経験者等より、広く意見を聞くことといたしましたゆえんのものは、申すまでもなく本法案は国民生活に影響するところをきわめてはなはだしく、従いまして一般国民諸君の本案に関する関心もまたことに大なるものがあるものであります。国民各層におきましても賛否の意見が活発に展開されている現状にかんがみ、本委員会は警察法案の審査にあたり国民諸君の声を聞き、広く国民の輿論を反映せしめ、本案の審査を一層徹底せしめると同時に、その審査に遺憾なからしめんとするにほかならないのであります。

本委員会といたしましては、本日公述人各位より公正にして忌憚なき御意見を承ることができまことは、本委員会今後の法案審議の上に多大の参考になるものと深く期待する次第であります。私は本委員会を代表して、御多

忙中のところ貴重なる時間をさかれまして御出席くださいました公述人各位に厚くお礼を申し上げますとともに、各位の率直なる御意見の陳述を希望いたしますのであります。なお陳述は各人約十五分ないし二十分間の予定、要を得てかつ明瞭にお述べをお願いします。また午前中は三人のお方の陳述を承ることとなつておりますが、その三人の方の御陳述が終了しましたならば、その後には委員諸君より公述人各位に対し質疑が行われるはすでございますから、さよう御承知をお願いします。

午前中に公述人として御陳述をお願いします方々は、全国知事会代表、大阪府知事赤間文三君、全国市議会議長会代表、金沢市議会議長徳田与吉郎君、日本弁護士協合理事長戸倉嘉市君、この三人であります。

それでは赤間文三君より、警察法に関する御意見の御陳述をお願いいたします。赤間文三君。

○赤間公述人 地方行政委員の方々にお願いします。日昨地方自治の充実進展に御努力を賜りまして、地方自治に携わる者の一人といたしまして、衷心から厚く感謝する次第でございます。ここに私は府県を代表いたしまして、警察法改正案につきまして、所信を申し述べ、機会を与えていただきましたことを、非常に光榮と存するところであります。以下私の所信を簡明率直に申し上げ、本改正案御審議の一端に供したいと存する次第でございます。

周知のように、現行警察法は、敗戦による占領政策の一環としてこれが施行せられまして、戦前のわが国の警察制度を根本的に改正をせられたものであります。考えますに、民主警察の伸長という点につきましては、大きな役割を果たしたのであります。しかしながら他面警察の設置単位があまりに細分化せられたために、警察本来の機能発揮という点におきましては、はなはだ遺憾な点がある。また経費の面においても非常にむだがあつて、これが根本的な改正はひとしく識者の望むところであると考へます。

警察法改正の根本的な方向といたしましては、わが国の実情に適した民主的な保障のもとにおきまして、最も能率的にして、しかも経済的なものでなければならぬということ、私は論をまたないところであると信じます。今回の改正案はおおむねこの要件を具備しているものと認められるものであります。わかれ／＼といたしましては衷心から賛意を表する次第であります。今次の改正案が警察の設置単位を府県一本とするという立場をとつておることとは、われ／＼がかねてから強く主張し、心から熱望して来たところに合致するものであります。私は全幅的にこれを支持する次第であります。

今回の改正案の趣旨といたしますところは、極度に細分化された警察を集約して、その機能を能率的なものに持つて行き、あわせて経費の節約をはかるうとするところにあると思ひま

す。従来から自警、自警の二本建という言葉が用いられておるのでございすが、自治体の警察はそれ／＼個々の独立した警察でありまして、たとえば大阪府について申し上げますと、国警が一、市警が十七、町村警が八でありますから、私はこれは合せて二十六本建と言ふことがむしろ正しい言い方であると存じます。従いましてこれを全国について申し上げますと、国警を別といたしまして、市警が二百七十

六、町村警が百三十、合計四百六にも上る警察がそれ／＼ここに独立して存在しておるといふことになるのであります。これを府県ごとに一本化した場合におきましては、第一に能率の面におきまして、また経費の面におきましても、いかに画期的な改善が期待できるか、論議の余地はないと私は思うのであります。従いまして一部において主張をされておるように、五大市警を存置するといふようなことにいたしますならば、改正案の趣旨とするところはまづたゞ没却されると私は考えておるのであります。すなわち大都市を持ちますところの府県の実態は、大都市を頭として、その他の地域を胴体として、有機的なつながりを持つて一体となつておるのであります。大都市と郡部とは、行政的にも、また経済的にも、また社会的にも、密接不可分の関係にあるのであります。事実実際のにも周辺部との境界は存在しないのであります。

このことは、五府県共通の状態であ

りますが、例を大阪府にとりますと、大阪府を中心としてあらゆる交通網が放射状に伸びておりまして、日夜百五十万人を越えるおびただしいところの人間々が流動しておるのであります。おそらく大阪府の人口は昼と夜とで六十万から七、八十万程度相過があるのであります。かくのごとく出入りが頻繁であります。このことが、私は府民生活の実態であると考えるのであります。私は警察行政についてはしろうとでございしますが、しろうとの常識論をもつていたしましても、犯罪には国境がないと言われております。また犯罪は時と所を問わず発生するものであります。嘗権権には関係なく犯罪は行われますと私は信じております。都市で犯罪を行つて、郡部に逃げ込む、郡部で犯罪人が市内にひそむ、これが大都市を持つ府県の犯罪の実態であります。大阪府では、大阪府以外の国警とかあるいは自警で検挙した件数の三〇％までは、大阪府に關係を持つておるといふ事実があります。大阪府以外のところとて検挙したものをよく／＼調べてみると、その件数の三〇％は実に大阪府に關係を持つておるといふこの実事を、われ／＼は深く考えなければならぬと考えております。

今日深刻な社会問題であるとして覚醒剤の事案について申し上げますと、国警すなわち郡部において取扱つた事件の中で、その密造元は五五%までは大阪市内にあつたのであります。郡部であつた事件が、市内にその根拠を持つておる。しかもこういう事件は五五%まで大阪市内に関係があるという事実、こういう点から見ましても、今日われ／＼の最も力を入れなければなら

ぬ青少年の防犯対策につきましても、
 こういう実情から見まして、都市を含め
 た府県一体の対策を必要とするという
 ことは、論をまたない。おの／＼にお
 ける警察では目的を達しないという事
 実を私は申し述べたのであります。犯
 罪は交通機関の発達に伴いまして、最
 近ますますスピード化して参りまし
 た。また悪質化して参つたのでありま
 す。このように、大都市を中心とした
 犯罪の実態から考えまして、何と申し
 ましても、当然に警察の統一的・一的
 運営が今日におきまして何よりも必要
 である。なお今後におきましても、こ
 の警察の統一的運営というものがなけ
 れば、治安は保てないものであると私
 は信じております。

一方警備の方面からいろいろ考察をいたしますと、例の革命勢力の組織態様は、中央を頂点といたしまして、都道府県及びその末端まできわめて統制のとれた完全なものであるように私は承知をいたしております。その活動におきましても、国警、自警の管轄に係なく行われております。いなむしろその国警と自警の管轄区域の盲点を突いてこれが行われておるといふことは、私は大阪府知事といたしまして七年間奉職をいたしておりますが、現実にも身をもつて体験をいたしておるところであります。かの全国を震駭せしました昭和二十七年六月二十五日の吹田事件がこの適例であると思います。また二十三年の四月における大阪府庁不法占拠の事件、また兵庫県庁不法占拠の事件、さらに日鋼、平、下関事件等、いずれも同種のものとしてわれわれの記憶に新しいものがあります。私は吹田事件その他につきまして、国警

が悪いとか自警が悪いとかいうことは絶対に申し上げません。私の考えでは、こういう事件こそまさしく現行制度の欠陥を余すところなく露出したものであると確信をいたしております。あるいは小さなことかもしれませんが、私みずから身をもつてしばしば体験したところを申し上げますと、デモ隊が大阪府庁の知事室の前の廊下や庁内を横行して、数千の者が不穏の動静を示した場合がありました。こういう非常災害の場合におきましても、私

の部屋にすぐ隣室には国警隊長がおる、なおまた警察官もたくさんおりながら、その取締りを市警の所轄署に連絡をしなければつこうがつかない、こういうことを考えてみしても、いかに不自然であり、私は実際に割り切れない感じを非常に感じたのであります。こういうことでは治安は保てないと、非常に情なく感じたのであります。また兵庫県庁におけるデモの場合におきましても、検事正、知事、市長、市の警察長等が一望にとじ込められまして、暴徒朝鮮人の解放という約束をなされたことを私は記憶いたしております。こういう事案を見まして、いかに統一的なものでなければ治安が保ちにくい、目的を達せぬかということ、を、現実には私は痛感いたしました。このほかには交通の取締り、風俗の取締りにつきましても、同じ府県内で経済的、行政的に統一であるべきものが、この警察の管区が違いますために、その統一と公平を欠く事例があるのであります。こういうことは、つまるところ住民の不安というものを起し、また住民に不利を与え、住民に不便を招くこととなるのであります。

以上申し述べましたように、警察運営の本質からいたしまして、警察は断じて府県一本でやるべきである。大都市警察を認めることは、百害あつて一利ないといわざるを得ないのであります。特に警察事犯の最も多い東京都が、都警察に一本化されるのに、五大市を含む五府県のみが二元化されたような警察を持ちましたならば、そのために住民が不利益をこうむらなければならぬというような理由はごうまつません。私は信ずるのであります。

次に経済的効率の問題についてありますが、機構が簡素化せられた場合、現実には本部要員を初めとしたとして、人員配置の重複が避けられると私は考えている、また鑑識、通信、教養等の施設の重複が排除せられるのでありまして、経費がそれだけ節減せられることは明白であります。私の考えでは、五大市をそれ／＼府県警察に一本化した場合におきましては、経費の節約は実に莫大なものがある、しかも能率は非常に上る、かように確信をいたしております。

次に、府県警察は警察国家再現の道につながつていっているのではないかという論があるかもしれませんが、これはいたすらに幻影におびえてなすところの論議であります。あるいは多分に政治的意図をもつて、ためにせんとするところの主張にはかならないのであります、まったく独断的な観念論である、私は断言せざるを得ないのであります。新憲法のもとにおきまして中央、地方を通じ、議会中心の政治形態が確立せられている今日、そういう心配は無用であると思うのであります。旧警察時代の罪科と称せられるものは、よ

く考えてみますと、必ずしも警察組織のみによつたものではありません。いわゆる行政執行法あるいは治安維持法にあるいは治安警察法を初めとして、幾多の悪法があつたからにはかならないと私は考えております。国民の良識と民主的な監視及び議会の権威が、この種の悪法を再びつくるはずはない、かように私は信じているものであります。改正法は、民主的保障と政治的中立性保持のために、地方の公安委員会制度を強化して、従来の運営管理権のほかに行政管理権をもこれに与えて、中央統制の弊に陥ることを防ぐとともに、地方議会による審議を通じまして、民衆の反映をはかつて行く、住民の批判と監視のもとに、警察の民主化、管理の十全を期せんとしているものであります。

これを要しまするに、府県は地方自治法上普通の地方公共団体であります。府県警察は、議会、公安委員会等による民主的な運営が十分保障をされているのでありまして、一部論者の主張するがごとく、おいこら警察になるとか、警察国家になるとかの心配はごうもないのであります。今日はすてすつかりと時勢がかわり、民主主義の時代であります。

ただここで一言申し上げておきたいことは、警察制度の改正のねらいというものがある。警察機能の能率化と、もう一つ責任の明確化をはからんとするということにある以上、府県警察に対するある程度の国家の関与は、やむを得ないものとしてこれを容認するところではございますが、同時にあくまでも私たちは民主的保障を失わないように万全の措置が講ぜらるべきであると思うのであり

ます。従いまして、こういう見地からいたしまして、府県警察を管理する府県の公安委員会が、府県警察本部長の任免については、十分な発言権を持つよう配慮の要があるものと思うのであります。

現在わが国はきわめて重大な時局に直面をいたしております。私はこの重大な時局に際しまして、あらゆる不合理なもの、非効率なもの、不経済なもの、こういうものを含んでおるところの諸制度というものを一新いたしまして、真にわが国情に即応した施策というものを強力に推進して行かなければならぬ時期であると信じておるのであります。全国知事会、また都道府県議事会、全国町村長会、全国町村議長会等もみなひとしく府県警察の一本化を衷心から熱望をいたしております。大都市に特例を設けることは、今日の時代に合わない決議をいたしておる次第でございます。

私は以上述べました意味におきまして、府県自治体警察に一本化せられんとする本案に対して賛意を表し、その成立の一日もすみやかならんことを衷心より念願を申し上げる次第であります。御静聴を感謝申し上げます。私の公述を終らせていただきます。ありがとうございます。

○中井委員長 次は全国市議会議長会代表、金沢市議会議長徳田与吉郎君の御陳述を願います。

○徳田公述人 金沢市の議長徳田与吉郎でございます。今日地方行政委員会におきまして、警察法の改正案に対しまして私どもの意見をお聞きとくいただきます機会を与えていただきましたことを、深く感謝申し上げます。私

は地方の一議会の長をいたしておるものであります。一定の職業のかたわら地方の政治に参画いたしておるのではありません。従いまして、今日陳述いたしますにつきましては、専門的な問題は私の深く知らざるところであります。ただ私は従来から一市民でありまして、この一市民が地方の議会をおおざかりいたしまして、つくづく今日まで実際に携わつて来ましておるところの警察法の改正には納得できない、こういうところから私どもはこの問題に対する考え方が出発いたしておるものであります。どうかさようにお聞きを願いたいと存じます。

結論から申し上げますと、ただいま申し上げたように私どもはどうしても都市警察を、都市警察と申ししますよりも、むしろ治安維持は市町村の固有の事務である。これが今日の政治形態の根本問題である。私どもは思うのであります。従来私は政治には全然関心を持つておりませんでしたが、戦後こうした地方議会に携わつてみますと、どうしても地方の仕事には、国家的な仕事よりもむしろ地方住民の意思を反映しなければならぬものがたくさんある。たとえてみますと、橋を一本かけまするにも道を一本直しまするにも、それがいたみますと、附近の住民がその日から非常に困難をする。これは問題がそれるかもしれないが、今日では橋一本かけるにも国の補助、県の補助がある。たからその補助がきまらないと、その橋が直せない。金沢市におきましては昨年度大水害がありました。いまだに復旧ができないで橋がかけられない。橋がなくては住民が一日も耐え

られないけれども、国と県の補助がなければ今日の地方財政ではどうしても直せない、こういう実態があるのであります。警察法も同じであります。犬養さんの提案理由には不経済である、非効率であるということが主眼のようでありましたが、その非効率の中には国家的治安関係の問題を非常に誇大におしやられたやうであります。犬養さんのみならず、齊藤国警長官その他専門家の方々も、誇大にこの国家治安の問題を取上げられておるやうであります。この点に對しまして、私どもは、その大部分が風俗警察、あるいは防犯警察、交通警察といったふうな、国にあまり関係のない地方住民と最も密着した事務が多いのでございまして、ほとんどその九割まではこうした仕事であろうと考えております。私どもももちろん国民の一人でございますから、国が要請する治安維持に關しましては、反対する理由は一つもないのであります。不経済であり、非効率である、こういう面に関しましては、私どもはその考え方には同調するのでございまして、しかしながら今申し上げましたように、地方の住民に最も関係の深い仕事は八割もある。そうして今誇大におしやられるところの国家的治安事件はそのうちの割が二割である。こうした専門的な問題につきましては、おそらく午後熊本の警察長あるいはその他の専門的に仕事をしておられる方々から具体的に数字をあげてお話があると思ひますので、しろうとの私は差控えますけれども、おそらく今日の国家的治安問題に対する情報でありま

すとか、取締りでありますとか、その他の問題にかかつておられる警察官というものは、おそらく一割にも満たない数ではないかと思ひます。いかに今日、国家的治安に不安を持たれると言ひましても、その三倍も五倍も必要であるというところは、警察を縮小することによつて経費を削減しようという考え方を持っておられる以上は、私は政府には毛頭そういう考え方はないと思ひます。そういたしまして、この都市警察が持つております大半の仕事というものが、先ほど申し上げましたように、最も住民と密着した仕事が多いのでございまして。こういう観点からいたしますと、何としてもこれは一般の市町村の固有事務と同様に住民の利益を最も擁護し、住民の意思によつて動くところの自治警であることが本旨であります。これが今日私どもがどうしてもこの法律をつくられるときにお考え願ひたい一つの大きな問題点であります。先ほど申し上げましたように、不経済であるとか、あるいは非効率であるとかいう問題に關しましては、私どもは十分検討しなればならないことは十分考えております。しかしながら逆に考えますと、一体国は今日までこの自治警に對して、非効率であるとかあるいは経済的でないという問題について、何か改正をするとか改善をするとか、そういう方面に對して示唆を与えたとあるいは指導するとかいうことが一ぺんもなかった。こういうことは私どもにとつてはまことに奇怪であります。憲法の第八章においては明確に地方自治体の権限を認められておる。この本旨に従つて地方自治法ができておる。地方自

治法には公共の治安維持は市町村の固有の事務であるということが明確になつておる。私どものような一般の住民は、そうした民主的な政治が日本の基礎であると信じ込んでおつた。しかも経済の問題にいたしましては——私は金沢であります。金沢のことだけ申し上げて非常に恐縮でございますが、自己財源は、いわゆる税その他によつてまかなう私どもの予算は、十五億のうち七億ほどであります。そのうち一億五千万ほどを警察費にかけております。過去四年、五年私どもはこの警察というものがほんとうに住民を守るものであるという考え方で、苦しい中からこれを育成して来たのであります。ところが今日それを一ぺんも改善の示唆あるいは指導も与えないでただちに取上げて行く、そういうことが一体住民に自治の気持を損えつる足しになるかどうか、これは私どもの悲痛な叫びであります。もしどうしてもやらなければならぬならば、地方のわれわれに、あるいは執行部に相談をして、こういうふうにしたらどうか、ああいうふうにしたらどうかと言つた上で、それでもだめだと言つたならば、私ども国民の一人として納得行くけれども、何らそういうことなしに突然これを国家警察にしてしまふということは、私どもとしてはどうしても納得が行かない、こういうふうな考え方をしております。それから、それでは都道府県もやはり憲法では市町村と並立した地方公共団体であるからこれは民主警察ではないか、それは私どもも納得いたします。従いまして、私どもは都市におるから都市の警察を残さなければならぬという考え方は毛頭持つておりません。

これははつきり申し上げます。私どもは住民に直接関係のある多くの仕事を持っておるんだから、当然住民の意思によつて警察が運営されたいのであつて、もし都道府県も市町村と並立した完全なる地方公共団体でありますならば、私どもは何ら異議はないのであります。ところが御承知の通り今日では地方制度の改正をめぐりまして、私どもには都道府県というものの性格が明確でない。これははつきり申し上げます。都道府県の性格が一体どうなつて行くのかということが、私どもには心配でならない。たとえてみますと、警察法はその一環でありまして、警察法は現実には立法化されて、今皆様の御手元で御審議をされておるわけでありまして、ところが知事が官選になると、もうわさが出ておる。うわさをたてていつてこで申し上げることは非常に恐縮であります。私どもは責任ある方から、お前たちの意見はどうかというのを再々聞かれます。以上は、そういう考え方が確かにあるという事は事実である。私どもも思います。また責任ある方が、都道府県の性格は公共団体のほかに、たとえば大幅に国の事務を取扱ふ性格を持たせなければならぬということもはつきり言つておられます。都道府県が完全自治体のほかに国の事務を大幅に持つ、そして知事が官選になる、こういうことを聞かされ、さらに今警察も都道府県に一本化されて行く。この性格がはつきりしないうちにそこに持つて行かせることに對して、私ども大きな不安を持つておるのではありません。かりに都道府県の性格が大幅に国の事務を取扱ふところになり、あるいは昔のようにな

地方事務官制度ができ、知事が官選になりますならば、市町村というものはまったく昔のように都道府県の下風に立たなければならぬ。私どもは都道府県と市町村が下風とか上風とかいう考え方は全然持つておりません。しかしながら法の組織がそこにいきますと、当然そういう現象が出て来るのであります。私ども直接そのところはタッチしておりませんが、戦前は明らかにそうでありまして、市町村というものはほとんど国の事務を取扱つておつた事務所にすぎなかつたのであります。それがようやく今日民衆の意思によつてある程度の行政権を与えられ、それを実行するようになっておるのに、今また元へもどるといふ不安がある。私どもにはどうしても納得行かない。もしやつていただかなければ、地方制度を全面的に改正して、これらの問題をはつきりさせたときにこれを一緒に取扱つてもう一つは——私どもとしては、そのときにはそのときの考へ方で行きたい、こういうふうに考へております。

私どもは、はつきり都道府県の自治警察を維持しようという考へ方ではないので、与えられた民主政治——住民の意思をなるべく大幅に取上げる政治というものが日本の政治の根幹であるならば、今中途でその芽をつむような法案をつくつていただくことは、どうしても私どもには納得行かない。これは単に警察だけの問題でなしに、日本国民全体の自主的に政治をやるという意欲をもぎとる大きな原動力になるから、これは日本の将来のためにはどうしても考へていただかなければならぬところではないか、こういうふうに私どもは考へざるを得ないのでござい

もう一つ、そういうことを離れまして、今の法案は形は都道府県警察でありますけれども、その内容は、まったくこれは中央でべらを押せば全国が一斉に立ち上るような国家警察であるというところは、専門家の皆さまの方で十分御了承のことと存じます。国家公安委員会の長は国務大臣である、警察庁の長官は内閣総理大臣が任免権の主体性を持つておる、地方の長は警察庁の長官が任免権の主体性を持つておる、こういう形におきましては、いかように仰せられましても、われわれ住民の側から見ると、これはやはり中央でべらを押せば地方がそれによつて一斉に動く警察であるというより、地方が地方と云ふ問題には重要に考へておりません。中央はやはり私どもの選びました皆さんによつて運営されておりますので、それが民主化されれば同じく中央で出て来たものも民主的だと考へておりますけれども、何と申しましても任免権を持つと、その任免権を持つた人の考へ方というものは現実には大きな力を持つて来る、これはあらゆる面において現実の問題であります。いかに言葉がきれいであり、形がきれいであつても、実際に動かされることによつて住民の利害問題は生れて来るのでありまして、これらの点も良識ある皆様は十分御勘査を願ひたいと思ふのであります。

まだいろいろ申し上げたいこともありますが、専門的な、いわゆる不経済というふうな問題に對しましては、執行部でありますところの大阪市長が、おそれる言及されると思ひますし、また能率の問題に對しましては——今私が申しましたような実際に国にあまり大した関係を持たない、住民の意思によつてその七、八割も行う警察行政の内容、あるいは国家治安警察におけるいろいろな問題、特に誇大に取上げられております吹田事件、平井事件とか内閣問題とかいふようなものについても、それ／＼その当局から説明があると思ひますので、ただ一点、内閣の問題について申し上げたいと思ひます。私は金沢でありまして、内閣は私どもの近郊でございまして、斎藤警察長官が私と一緒にある席で陳述をされました場合に、内閣の問題はとも自治警があつたからあつたやうなことになるのだとおしやつたけれども、私がこゝで百万言を費すよりも、私どもの地方にお出ましになつて、そのときの事情がどうであつたかを十分御調査くだされば、どつちの言いが確かか明瞭になると思ひますので、私はこゝで水かけ論はやめたいと存じます。

以上はなほださずと申さざるを得ないが、私は一住民として、この私どもに与えられた民主的な地方公共団体を預かるものとして、どうしても今度の警察法は——私どもは今の警察法が完全だとは申ししておりませんので、不経済の点、あるいは非能率の点、あるいは国家治安関係の問題に對してだれが責任を負うか、こういう問題に對しては、今の警察は住民の固有事務であるという考へ方に根拠を置いて、そしてそこに現状のいろいろなものをお勘案した法案が、現在においては必要ではないか、そして、根本的に改正するならば、都道府県の性格がはつきりして、これが完全自治体ということに結着すれば、私どももまた考えを新たにしたい協力することにやぶさかでない、従ひまして私どもはこの警察法を根本的に、今政府が考へておられるように改正せられるならば、地方制度全般にわたつて根本的に改革して、全部をおろそかにするようでは、どうしても地方議會をあずかり、地方政治をお世話しようとする私どもにとつては、やつて行けない。こういうことをどうぞ御了承の上で、十分なる御審議の上私どもの意思のあるところをおくみとりくださいますよう、切にお願ひを申し上げます。

○中井委員長 次は、日本弁護士協合理事長戸倉嘉市君。

○戸倉参考人 犬養国務大臣の警察法案提案理由説明という説明書を見ますれば、要約するに、現行の警察法は、戦後早々の間に占領政策の一環として施行せられたもので、戦前のわが警察制度を根本的に改革して、民主警察の理想を高揚したものであるけれども、わが国の国情に適しない点が多く、運営の結果は非能率で不経済であるから、この警察制度を根本的に刷新しなければならぬというのがこの理由であるのです。端的に申し上げれば、これは戦前の警察制度に復元しろというふうな意見であります。私はこの点において根本的に反対であります。

第一、われ／＼は第二次大戦争の結果におきまして、国民はあらゆるものをなくした。領土もなくなり財産もなくなりました。ただ残されて、かつ得たものは民

主義だけであります。この民主主義というものを日本再建のための一枚看板といたしまして、これに基いて日本は再建しなければならぬという基盤に立ち入って、その基盤の上におきまして、日本再建のためのいろいろの行政制度が打立てられておる。その打立てられておるいろいろの行政制度を、このごろになりまして、これは占領政策の行き過ぎであつた。これは是正しなくちやならないからという名目のもとに、一つ／＼それをくずそうとされるのが、私は現今の政治趨勢のように感じられますので、実にこれは悲しむべき現象ではないかと思つております。一体、国民の生命、自由、財産を保護する重要な任務が警察の責務である。この重要な任務を、戦前の警察制度におきまして、はたして完全に全うせられましたでしょうか。むしろかえつて人権蹂躪の事実が各所に勃発せられたのであります。その人権蹂躪の事実が起つた反対に、時の政府は、独善政治を行う上に非常なる力と便宜が与えられておつた。その弊害を除くために、国会は警察法を制定するにあたりまして、主権在民の憲法の精神に従い、地方自治の精神を推進する観点より、国民に属する民主的権威の組織法として、現行の警察法は制定せられたと警察法の前文に明記してあります。この信念、この理念というものを私は忘れてはならないと思ひます。もとより戦後早々の間に施行せられたものでありますから、その運営のいかんによつては、あるいはわが国の国情に適しないものもある。若干の不経済、非効率というものも、これは争うことのできない事実である。そ

れだからといつて警察制度を復元しなればならないという理由は、私は成り立たないと思う。何となれば、わが国は御承知の通り数百年にわたる封建制度のもとに官僚の暗黒政治が行われておつた。そのため日本国民の感情というものは萎縮せられておつた。現在でもなお私は国民感情のうちには昔ながらの封建制度の残滓がからだにこびりついておる部分があると思ひます。われ／＼がほんとうに制度の上において民主主義を認め、民主的自治国民となつたのは、わずかに十年に足らないのであります。この間に民主主義のもとに立つたところのいろいろの制度が、国情に合うとか合わないとかいうのは、あまりに気が早過ぎはしないでしょうか。国民感情というものは一朝にして是正せられるものではないと私は思ふ。時を経て、訓練によつて、教養によつて、初めて国民感情が変革せられるものである。ちやうど春先きわれわれが種をまく。芽ばえがする。種をまいて芽ばえがしたから、すぐにそれに実がなるだろうというのでは、少し無理ではないでしょうか。実がなるには、一定の時期を待たなければならぬと思ふ。ですから、あまり早急にわが国の国情に適しないから、ただちに戦前の警察制度に変更しなければならぬというのは、むしろこれは改悪法である。枝をためようとして幹を殺すやうなものである。本末転倒もはなはだしものである。むしろ現行の警察法を将来完成せんとするわれ／＼民主国民のためにこれを培養維持しなければならぬ。その培養維持育成のために政府も国民も協力して、不断の努力をこれに払ふべきものではないでしょうか。

か。こういうような根本の立場から、現在の警察制度並びに警察法を見ますれば、日本全体のうちには財政的にきつめて貧弱なる町村があります。そして警察制度を維持できない、費用がなからぬから国警にお願いしなすといつて、自治体警察を返上したところの町村が相当ありますけれども、それがあるがゆゑに自治体警察を放棄したものでないか、民主主義を放棄したものでないか、民衆の町内における最低生活すら維持できなかつた。まことに窮乏なる現状に立つたのであつて、われ／＼はそれに対して同情しなければならぬと思ふ。その状態は、あたかも一旦日本が、何と言ひますか、へんな言葉でありますけれども、独立国であつて、武力を持つていないというわけで、間接、直接の侵略に對しなすとして、これに備へるために国連にお願いしようじやないか、MSAにお願しようじやないか、こういう気持と共通な觀念があると思ふ。思ふのであります。でありますから、地方公共団体のうちにおきましても、みづから進んでわれ／＼は本質に従つて地方自治体警察を維持しなければならぬ、ぜひとも盛り立て行かなければならぬという地方公共団体に対しては、あくまでも政府はそのために協力しなければならぬ。その本質的自治体警察を維持しなければならぬと私は思ふ。いんやその自治体において、相当の財力も持つておる。その備えておるところの警察設備というものが完全なものである。何ら間違ひがなかつた、経験に徴してよかつたというものに対しては、当然その自治体警察というものを維持

しなければならぬ。同時に、その育成に對しては大いに協力しなければならぬ。私はそう思ふ。すなわち、六大都市の警察というものは、自治体警察をそのまま残さねばならないと私は思ふ。一人人口は都市から増加する。警察対象も都市が中心であります。自分の生命、財産、自由等の保護というものを自分の手でやらなければならぬという民主国家の都市住民におきましては、その警察権を、自治体警察に對してのみほんとうに安心して托することが出来る。私はそう思ふ。親しみという觀念、つまり警察は自分の生活に直結していかなくちやならない。日常生活と密接なる關係になければならぬという自治の本義から見ますならば、自分の手で自分の財産を守るといふ觀念からして、自治体警察というものはあくまで残さなければならぬ。同時にまたある人は、東京を除く五大都市の自治体警察を解消した場合においては、約三万人の人員が軽減せられ、二十五億の経費が削減せられるというが、まことにけつこうではないか。また、やめようじやないかというやうな議論もあります。これらの議論は、民主警察を維持しかつ育成しなければならぬという建前からしますれば区々たる問題であつて、あえて議論の必要はないと思ひますけれども、とにかく二十五億という金の問題でありますから、なぜさういうぐあいになるかといふことを一応考へてみたいと思ふのです。そも／＼現在の警察法ができた制定當時の状態というものは一体どうであつたでしょうか。日本に事実上の武力はなかつた。法律上の武力はむしろ事実上の武力は

なかつた當時であります。その當時におきまして、直接、間接の侵略が予想せられた場合に、警察法には非常事態宣言をするとなつておる。その非常事態宣言に對する対策のためには、一体何をしたらいいのかといふので、これは警察力をもつてそれに対することを手段といたしておつた。すなわち、国防的な警察力といふものがそこに設けられた。この国防的な警察人員といふものは、本質的な警察人員に水増ししてつけ加へられておつて、包括的な警察人員ができていた。でありますから、一体国防的に使用せられる警察人員は平生はいらぬ。いつかはこれがなくならなくちやならない運命にあつたもので、この警察法を改正するとかしないとかいふことには、何ら必然的な關係がない人員です。そうして、今みなさんが手元にお持ちのように、現実の事実として国会に国防關係の二法案といふものが出ておりますが、これが通過したら一体どうなるのです。むしろ通過するのであります。これが通過した場合には、大量に募集せられ、それが採用せられる。一方警察人員といふものは整理せられる。整理せられたところの警察人員といふものは、それらの人々がハンマーを持つて工場に通う人は少い。くわを持つて農村に帰る人も少い。多くはやはり自衛隊員の制服に衣がえをする人でありましよう。しかる場合におきましては、国民の負担の面から見れば、警察費として出すのも自衛隊費として出すのも同じで、ただひきだしが違ふだけだ。このひきだしから出すのと、このひきだしから出すのとの違いだ。かよ

さらに改正案におきますところの内容の骨子、大藏國務大臣のあげているところの骨子について申し上げます。第一は公安委員会の問題であります。第六条に「委員長は、國務大臣をもつて充てる。」とあり、第十六条には、警察庁の長官は、内閣總理大臣が國家公安委員会の意見を聞いて任命するとあるが、この第六条というものがたいへん問題である。政治上中正公平でなければならぬ公安委員会というものに、時の政府の政治色が入つて充満してしまふ、それによつて公安委員会の中立性というものはその本質的な意義がなくなつてしまふ。その公安委員会に入る國務大臣は、多くの場合に政黨員であります。また、政黨員でない國務大臣がありといたしまして、そのときの政府の政策に同調するものであるということは間違いない。でありますから、政党政治に超然として、しかも無色中正でなければならぬ公安委員会というものが、時の政府の政党政色一色に塗りつぶされた一つの舞台が出て来る。この舞台裝置の上に、第十六条によりまして、警察庁長官というものが全国の警察長を引連れて颯爽として現われて来る。全国の警察長は警察長官の任命したものであつて、しかもこれは國家公務員であり、地方公務員ではない。それを引連れてちゃんと舞台の上に入つて来る。そして、何でもできるような仕組みが

らない。入れないということです。同時に、警察庁長官の任命権というものは公安委員会において掌握しなくてはならぬ。この二つの条件において初めて民主警察を維持することができると私は思う。これだけが民主警察を維持する一つの防波堤になる。都道府県等の公安委員等に関する議論も、これに準じてお考えになれば私はいいと思えます。一体政府は戦前の警察制度が非常に悪弊があつたという点を御存じないかというところ、十分熟知しておられる。知っているんですよ。知っている証拠にはこの法案にも現行法にも、公安委員を選任する場合に資格条件をきめておいて、公安委員たるべき者は警察官の前歴がある者にはさせないということがちやんと書いてある。警察官の前歴のある者は公安委員にならないということは、その前歴が非常に悪かつたということのみずから知っておるのじやないでしょうか。そういうことを知っておきなうが、なおかつこれをあえて行わんとするのは、要するに権力を集中したいという觀念以外には私はないと思うのです。

このような建前より私は結論を申し上げますれば、政府の警察法改正の企図は、市町村自治体警察制度を廃止し、府県単位の警察制度の創設に藉口し、一切の警察人事指導権をその手中に掌握し、もつて中央集権化せんとするものである。これは日本国憲法、地方自治法及び警察法に一貫せる主権在民の民主主義、これに基く地方分権の基本的原理に背反するのみならず、これが立法化されたあつきには官僚主義の復活となり、人権輕視の思想を助長し、人権蹂躪事件を頻発せしむるや必

至であると思いますので、これに反対いたします。

○中井委員長 赤間、徳田、戸倉三公述人の御陳述は終わりました。引続き委員諸君から三君に対し質疑を進められんことを願います。質疑は通告の順によりましてこれを許します。藤田義光君。

○藤田委員 ただいま三公述人の非常に有益なる公述を傾聴いたしましたのでありますが、私は数点にわたりましたとして大阪府知事公述になる内容のうち、特に疑問と考えます点に関しまして、きわめて簡単に質問してみたいと思います。申すまでもなく、大阪の知事は全国一万の自治体の最右翼の有力なる自治体の首長であります。従いまして国会における公述は全国民が非常に関心と注意を払つておることともちろんであります。かかる観点からいたしまして、私は主として地方自治の基本の問題を中心にお尋ねいたしたいと思うのでありますが、まず第一にお伺いいたしたいことは、今回の政府原案のいわゆる警察法改正案は、はたして自治体警察を是認したものであるかどうか。換言すれば都道府県警察という名前ではありますが、これは自治体警察であるかどうか大きな疑問を抱いております。先ほどの知事の公述によれば、この点に関しまして大体結論として国家のある程度の干渉はやむを得ない。しかし民主的保障のため本部長の人事権等を考慮してはいいというようなあなたの結びでありまして、結論としては政府原案に賛成されている。非常にこの点に関しまして有力なる自治体の首長が、今回の改正案は自治体警察を堅持したものであるという前提の

もとに賛成されているかどうか大きな疑問を私は抱いておりますので、まずこの点に関する明快なるお答えをお願いします。

○赤岡公述人 今回の警察案ははたしてこれが自治体警察であるかどうかとていう御趣旨に拝聴いたしました。私は自治体警察であるというように考えております。何となれば府県が自治体であると、われ／＼は考えているのであります。将来これがいろ／＼かわるかどうかというような、将来のあやふやなことを根幹にわれ／＼はこれ申し上げるのではなくて、現在府県は公選によつてなり、自治の体形を十二分にとつていえると思う。ここに府県の警察を置くということは、政府もわれわれもともに自治体警察である、かように考えているのであります。

○藤田委員 そこで伺いたいのではありませんが、知事の公述の中に、現行法では都道府県公安委員会に運営の管理しか与えられていない。今回の改正案においては行政管理までいただいた、というような御発言があつたのであります。行政管理の重点は人事と予算であります。知事が言われます行政管理とは、都道府県警察の最高幹部、本部長以下警視正以上を中央に握られているところが行政管理を地方に移したというふうに、地方に解釈されるゆえんを非常に私は疑問に思っております。次に新たに都道府県費をもつて非常な経費の負担が出て来るのでありまして、この予算と人事を中心とした行政管理というものを与えられたという知事の公述の中に、私はどういふものを実質的に与えられておりますか

を、この際率直にひとつお示し願ひまして、審議の参考にしたいと思ひます。

○赤間公述人 地方の公安委員は、われわれの考えでは公安委員が警察行政の管理をやり得、最高の機関だと私は考へております。警察長は公安委員会の下にある。公安委員会の指揮監督によりまして警察の運営を行つてゐる。こういう点を私は考へてゐるのであります。もし警察長が公安委員の上におるならば、私は考へを異にします。責任者であり、一都道府県の警察をうまく実際にやつて行くのは、公安委員会が最高の機関だと私は考へるのです。このもとに警察の事務をやつて行くというのが警察長以下の職員である。私はこういう考へを持つてゐる。部下に官吏がいるからこれが自治でないというような考へは全然持つておりません。現にわれわれがやつておりますのは、職業安定に関する事務をつかさどつてゐるものは全部国の官吏で、これが各府県の知事のもとにおいて指揮を受け、いろいろな業務をやつて、その責任は知事が現在負つてゐるというわけでありまして、こういう意味におきまして私はこの運営管理その他は公安委員が最高の責任者であると思ふ。なお申し上げますが、これが相当の権限を事実上並びに實際上によく持つてゐることが、今後において私は望ましいことだと考へてゐる。

それからもう一つ、予算をほとんど大部分府県の予算で持つというこゝにつきては、いろいろな面におきまして府会の関係もありまして、一々予算の審議をやり、また府会には常任委員会等の制度もありまして、これが行政

き過ぎないように民主的な線をはずれないように、十分な指導権限ができて行くものと私は確信をいたしてあります。

○藤田委員 長年官吏をやられて、公選知事になられた大阪府知事のお考えとしては、私は非常に奇怪に存じます。御存じの通り今回の警察法改正案の軸心は、人事権と都市警察の廃止であります。その一本の大きな柱である人事権、これに対する知事の考へ方が、私は非常に甘いのではないかと思ひます。私見をさしはさむことは本日の会議の席上適当ではありませんが、国家から任命された本部長が、たとえば大阪に駐在いたしましたら、公選された知事は治安に関しましては何と申しましても浮き上つてしまふ。これはもう吏僚組織の常識でありまして、こういう点におきまして単に都道府県公安委員会が最高の権限をその区域内において持つというこゝは、赤間さん個人の希望の観測だというように私はたゞいまの答弁からとつたのであります。現実の官僚組織は、そういうなまやさしいものではないと思ふ。中央から任命された本部長が行きまはたさば、赤間さんあなたは有力者ではございまして、浮いてしまふことは必至であります。私はその点がどうもはつきりわからぬのでありますが、この点をいま一度聞かせていただかうことと、次いで伺ひたいといふことは現在の自治法、これはあなた方が地方自治体の首長として金科玉条とされておる一番大事な法律であります。その第二条の第三項には、御存じの通り「地方公共の秩序を維持し、住民及び滞在者の安全、健康及び福祉を

保持すること」が自治体固有の任務になつております。この点に關しましては、徳田さんがいみじくも先ほど明快に公述された通りであります。この重要な規定に基きまして、例の有名な幾多の波瀾を巻き起しました公安条例が実施されております。私はこれは自治体の非常に経験であると思へておりますが、もし本部長が国から参りましてやられるということになりますと、こういう自治法ないしそれに基づく公安条例の運用というものに對しまして、非常な疑問を抱いておられますが、現在のままで本部長が任命され、あるいは国家警察の組織がきまり、国家公安委員が決定いたしましたとしても、何ら運営に支障がないとお考へでありますかどうですか、この点も重ねて伺ひたいと思ひます。

○赤間公述人 藤田委員も御承知のように、現在は国警と自警の二本建になつておるのではありません。これにつきましても大阪府に關する限りにおきましては關係者の努力によつて、いろいろ問題が起り、これを改善せねばならぬといふことを私は痛感いたしておるもので、一本建でやるのが何といつても、今日の世に合うといふことは、いろいろを抜いて私現地において痛感しておる問題であります。私は自治の面から見まして、先に公述いたしましたように、本部長については公安委員会意見が聞かぬといふことが望ましいのじやないかといふことを私は申し上げておるのであります。しかしながら私の公述いたしましたように、今度の改正によりまして従来よりも、もつと警察の機能もよくなり、能率も上つて行く、かように私は確信をいたし

ております。

○藤田委員 そこで伺ひたいのでございまして、非常に警察機構の一元化を強調されております。能率的であり、経済的な、一本化された警察制度といふことを強調されておるといふ現在の制度は四百六本建であるといふようなことも極論されておるのであります。公述の中に市で犯罪を起した人が郡内に逃げる。従つて犯人逮捕の困難が非常に深刻化している、ごもつともであります。また現在の犯罪は非常にスピード化しておるといふことも強調されたのであります。一本警察の面からしますと、知事さんの公述をぜんじ詰めて参れば中央に一本化した必要はないじやないか。郡と市の例をあげられましたが、今度は県と市の間も犯罪がスピード化したとしました今日において、何もこういう制約をつける必要はない。むしろ都道府県警察なんか廃止をいたしまして、都道府県のとりでによつて責任者を違へるような改正案ではなくて、全国を一元化したものがこの狭い国土において最も能率的であり、経済的であるといふ結論が出て来る危険があるのではないかと考へます。その点に關しましてどういふ観点で府県という単位が最も能率的、経済的であり、または全国画一的な制度にするといふようなことについて御意見があらましたならば、その点に關しましても伺ひたいのであります。管轄区域の首長、あるいは施設の重複等に関しましては、先般参考人に来ていただきました名古屋の市警本部長の宮崎氏の意見とまづたく反対であります。われわれはいずれの意見が

正しいかは、今後冷静に批判いたしたいと思ひますので、この点に關しましては質問を省略いたしますが、もし郡と市の間における犯人逃走、あるいは犯罪の近代化に伴うスピード化、こういうものを是正するためには、全国一本の警察で都道府県という名称を廃した方が、むしろ知事さんの言われる公述の趣旨に沿うのではないかと、かように考へるものであります。その点に對するお考へをお伺ひしたい。(発言する者あり) 私は自治体の首長たる知事が——これはもう世間の常識で、二人の公述人も公述されたように、今回の警察法改正は自治警察を空つておられと極論されてゐるのであります。自治体の有力な首長である人みずから、この改正に全面的に賛成であるといふところに非常に不可解なものを感じておるのであります。その点について重ねて伺ひたいと思ひます。

当委員会の審議はきわめて公正でありまして、与党席から不規則発言がありまして、けしからぬ。委員長から注意をされたいと思ひます。

○赤間公述人 中央一本でやつた方がもつとぐあいがよくはないかといふ考へを持つていないかといふことでありますが、全然反対でございまして。これは私が全力を尽して反対をしなければならぬ理由を持つております。御承知のように府県が自治体である、府県警察は自治体という根拠のもとに出ておるのであります。府県において警察だけを二本化せたとすると合はなないのであります。先ほど申し上げましたように、文化の面においても、産業の面においても、われわれのやるいろ

いろいろな仕事が府県単位に現在行われて、これが自治体である。ここに自治警察を持つて来る。しかしながら今回の時代に合うように国のいろ／＼な点も十分考へて、自治警察であるが、警察本来の目的も達する。こういう二つの考へ方を根幹に考へ、国一本に持つて来るような警察には死力を尽して反対しなければならぬ。あくまで自治警察をモットーとして自治の本旨を書しなない範囲において、国のどうしても必要な部分が入つて来るのは、地方の首長としてやむを得ない、こういうふうな考へ方を持つております。

○藤田委員 私と非常に感覚が違つておりますので、これ以上質問を重複いたしません、知事さんが強調された能率、経済、あるいは犯人逮捕という面からしますと、そうなつて行くのではない、世間の常識として今回の改正は自治警察を少しやくしていい。これは国家警察の改正であるという世論が相当ありますので、お感じをお伺いしたのでありますが、知事さんはこれは自治警察であるという結論でありますから、これ以上お尋ねすることを省略いたします。

次に、ほかにたくさん質問者がありますから、簡単にお伺いしたいのでありますが、現在の日本の法律体系は、抽象的な問題であります、重要でありますから、あえてお伺いしておきます。

明治憲法を初め、戦争前の幾多の法令、詔勅はすべて大陸系であつたことは、御存じの通りであります。ところがアメリカを中心とした占領軍の影響によりまして、現在の憲法以下法制全般が英米系になつておるのであります。

従ひまして、多少の欠陥、国情に合わない点はわれ／＼もこれを認めるのにやぶさかでないのでありますが、今回権力行政を執行する警察法という、国民の基本的権利に非常な関連のある重要な法を改革するにあたりまして、自治の根幹をなす地方自治法あるいは憲法の根幹を何ら考へずして、これらの法律の改正を計画せずして、唐突としてむしろ大陸系の改正警察法を上げしたというところに、非常に現在の法律体系上の無理がある。これは赤間さん、長年官吏として勉強されました結果をひとつお伺いしたいのでありますが、そういう点に關しまして、われはどうかという点に關しまして、われならば、地方自治法の改正も断行すべきであるとしておる一員でありまして、この点に關するお考えをひとつ率直にお伺いしたいとおきたいと思つてあります。私にわたりますので御遠慮申し上げますが、赤間知事の自由党総務会における発言が、巷間非常に誤解を生んでおるようでありまして、これはいづれはかの委員から質問されると思ひますので、私はここで省略いたします、今申し上げました法律体系の問題、なかんずく地方自治法を現状のままにして新警察法を提出したところ、法律体系を根底的にこわしてしまふ、法制技術上も非常に冒險があるのじやないかという点に對するお考えをお伺いしておきたいと思ひます。

○赤間公述人 私が常々考へておりますことは、占領政策の一環としてやられたもののうちで、日本の実情に合わないものは、すみやかに改正する必要があるのである、かように考へておるのであります。全部を一度に改正するというこ

とは私は困難だと考へております。占領政策中行き過ぎたもの、また行き足らないものもあるかもしれませんが、日本の国情に合ひにくいというものは、すみやかに改正をして行くことがいいのじやないか。一度に全部のものを改正するということは、この困難な時代において私は困難だと考へておる。重要なものから、よく間違ひのないように、将来に悔いを残さぬように、着々と一つずつ改正して行くということが早道である、かように私は考へております。自治につきましても幾多われ／＼は意見を持つております。

自治法の改正につきましてもいろいろ／＼な意見を私は持つておりますが、そこでそれを申し上げる時間もないと考へます。結論をいたしましては、全部のものをすつかり調査して、全部を一度にやるといふようなことは困難であり、至難であり、不可能であると私は考へる。そこで今私が言ひましたように、日本の国情に合わないもの、改正をやるのが国民の利益になり、国家の復興に役立つといふようなものは、個々に取上げてすみやかに改正して、それが必要じやないか、これをぐず／＼して遅れるようなことがあれば、それだけ国家の進歩を妨げるようなことになりはしないか、かように私は考へております。

○中井委員長 門司亮君。○門司委員 私はただいま公述されました方々についてまず最初にお伺いをいたしたいと思ひますのは、戸倉先生にちよつとお伺いしておきたいと思ひます。

警察法の改正についてはよくわかつたのでありますが、私どもが考へて参

りますと、この警察法が政府原案のよりに、かりになるといたしますと、次に来るものは検察庁との關係であり、す。いわゆる今日の警察と検察官の關係の問題については、主として捜査權は警察に与え、検察官はこれまた当然の警察法に持つておるといふ建前で今日の警察法なり、刑事訴訟法なりができておると私は解釈している。従つてもし警察が先ほど先生のお話になりましたように国家警察になつて、これが政黨警察にさらに發展して、そうして国民の基本的人權、さらに自由が非常に大きく阻害されるような事態がでないとはだれも保証できないのである。

こうなつて参りますと、やはり今日の現状のままの警察の捜査權と検察庁との關係にある、先ほど申しました刑事訴訟法の状態ではいけないのではないかと。やはりある程度検察庁が公正適當なことなし得るようなことをここにしておかないと、往々にして片寄つた捜査權の使用が行われるような危険性ができはしないかと私は思ふ。従つて刑事訴訟法の改正がどうしても必要にならざるを得ないように私は考へるのであります、この点についてもし先生の御意見等がございましたら、この機会にお聞かせを願ひたいと思ひます。

○戸倉公述人 私は検察庁と警察との關係というものは、一体のようであつて、ときに相反目するといふのが実例のように思ふ。検察庁は全国一体であります。検事総長初め検事に至るまで一体の体系をなしておりますので、その職責でありますところの公訴の提起に關しましては、一体としてやる。警察の方は、刑事面の警察ばかりになりま

すが、犯罪の捜査の第一線にあり、その調和をどうするかということになりまして、これは昨年の国会において議論になつたものと私は思つております。刑事訴訟法の一部を改正するという法案が通過した際における論議を見ましても、あまりに検察庁の方の権限が多いと、警察が困る。そこで検察官は警察官に對して、犯罪の捜査に關する一般的の準則の指示ができるというふうな、妥協的な改正ができたように私は思つてゐる。この一般的の指示が、はたして文字通りの一般的の指示であるか、犯罪捜査に關する具体的な指示権までも事実上及ぶのではないかと、ことに、事案において考へが置かれるでしょうが、それが調整できましたならば、犯罪の捜査といふものは、全国一体の体系になつて、検察庁が中心になつて公訴をやるのでありますから、その全国一体の検察庁が、個別的犯罪に對しまして総合的に一般的の準則を指示することに對して、そこに検事と警察との間の調整がとれますから、犯罪の罪質が大きいものであるとか、たとえば商法の特別背任罪みたいな、罪質としてはさう小さいけれども、社会的な影響が大きい、こういうような事件に對しましては、検察庁が中心にやるべきものだらう、またやるだらうと思ふ。また今度は犯罪の個別的に、本質上非常に重大犯罪といふもの、これは国警と検察の方で、今の刑事訴訟法の連繫のもとにおいてやるのではないかと。そういうふうなすればその考へから見たならば、何も特にこれ以上刑事訴訟法を改正しなくても、このままでやはり検察庁は公訴の提起に關する責任を持

ち得ると私は思います。

○門司委員 次に関しておきたいと思
いますことは、先ほど大阪府知事の赤
間さんの陳述については、いろ／＼藤
田君から聞かれておられますので、重
複する点を避けてお聞きしたいと思
う。第一にお考えを願っておきたい
と思います。先ほどの赤間さん
の御意見というのは、現在提案され
ております警察法の内容なり、警察の
あり方等については大して触れてい
ないのであります。非常に私は感情的
のように聞きました。それは警察法の改
正の中にも、またわれ／＼の議論いた
しておきますものの中にも、大して出
て来ておられない。あるいは社会のも
う一つの問題として、五大市を残さな
ければならないという運動があること
をわれ／＼も知っております。しかしその
と自身が警察法を左右するものでも決
してありませんし、われ／＼は自治警
を廃すか、国警にするかということ
議論をしておるのであつて、五大市だ
けを残すとか残さぬとかいうことで議
論はだれもおられない。赤間さんの
警察法の陳述の中に非常に感情が入
つておつて、私にはおかしう聞えるの
です。従つて念のためにはつきり聞い
ておきたいと思ひますことは、これに
ついてはかつて赤間さんの書かれたもの
があります。書かれた本を読んでもま
すと、こういうことが書いてある。都
市警察のなかでも人口十萬未満程度の
小規模なものにあつては、住民の批
判、監視も充分に届き、民主的統制が
行われやすいが、人口百万前後の大都
市警察では、住民の批判監視もゆき届
かず、民主的統制が行われ難い。した
がつて、人口十萬未満の小都市警察を

警察民主化のために存置せよというの
であれば、筋の通る話であるが、大都
市がこれを主張することは観念論議以
外のなものでもない。これはあなた
の名前で本が書いてあるから間違いな
いと思う。そういたしますと、先の赤
間さんの議論とは非常にかけ離れてお
る。百万の市が住民の監視がでない
ということになる、大阪の府のよう
に三百万、四百万ではなお監視がで
きない。私は赤間さんの御意見はとも
筋が通らぬと思う。先ほどから伺つて
おるのであります。今もここに書か
れておるのと同じ御心境でありにな
るか、その点を聞いておきたいと思
ひます。

○赤間公述人 書いたものには記憶は
ありません。私の名が出ております
か。

○門司委員 そうです。

○中井委員 それは門司君、何とい
う書物ですか。

○門司委員 これは明確にしておきま
すが、本は日本週報でありまして、表
題は「警察法改正に冷戦展開」と書い
て「自治体警察は廃止すべきか」とい
う大きな表題が出ております。そうし
てその中に「府県自治警察一本化の正
当性」と書いて、大阪府知事赤間文三
と書いてあるから間違いないと思う。
○赤間公述人 私は先に公述しました
通りに考へております。大であるとか
小であるというような関係なく、府県
一本であることが、今日の時勢に合う
ものであると考へております。もし十
万以内云々というところがあれば、そ
れは私は記憶はありません。そういう
ことを私が申し上げた考へはないと思
う。私の考への骨子は、本日公述いた

しましたように、府県はあくまでも大
小を問わず一本となるべきものである
という信念を私は持つております。大
小を論じません。

なおまた私は府知事といたしまし
て、何らの感情を持つておりません。
感情は、どうすれば国がよく治まり、
どうすればもつとよくなるかという感
情は持つておりますが、個人的な感情
は全然持つておりません。

○門司委員 そうしますと、ここに書
かれております趣旨は否定されるこ
とになると思ひます。私がこれを質
問いたしましたのは、私も警察法の
改正につきましまして、特別の関心を持
つておりますので、こういう書物を持
てるだけ読んでおるわけですが、その中
にこういうことがあなたの御意見とし
て書いてあるのですが、今そのことと
非常にかげ離れた公述がされました
で、一応念のためにお聞きしたのです
が、それを否定されれば、私はきよう
はさしつかえないと思ひます。

それからもう一つ聞いておきたいこ
とは、先ほどの公述の中で府県警察で
あると断定されたように私は聞き及ん
だのでありますが、府県警察である
か、国家警察であるかということは、
この問題の非常に大きな一つの焦点で
あります。この警察法改正は私もかど
ら考へれば、どうしてもこれは自治警
察とは受取れない。なぜ受取れないか
という、御存じのように公安委員会
の委員長が大臣であつて、これが公安
委員会の外におつて、しかも総理大臣
がこれの意見を聞いて、警察長を任命
する。任命された警察長が府県の公安
委員会の意見を聞いて、さらに警察本
部長を任命するということになれば、

明らかに任免権というものは政府にあ
るということである。人事権が政府に
あるということである。従つて任免権
を持つております以上は、ここに行政
管理といたしておられます。行政管
理の範囲に、あるいは人事、組織、予
算というやうなものが入るかもしれない
。しかし、その中で最も大きなものは
人事でなければならぬ。このこと
は先ほど御意見を承つておりますと、
県会の予算その他があつて、住民の監
視があると言われておりますが、警察
というものは、そういうなまやさしい
ものではない。そういうなまやさしい
し、迅速を要し、かつ上下一体のま
たの団体行動のとられる組織でな
ければ警察の機能を十分に発揮するこ
とはできないはずである。そういうこと
すると、国家犯罪だけにこの法律では
限られて、中央から指揮、命令、監督
することができない。その他の犯罪につ
いては地方の自治体で、こういつて
おりますが、上の任免権者というもの
は、自治体の犯罪であるからといつ
て、自治体の任免権者がおるわけでは
ない。さらに指導者がおるわけではな
い。これは同じ国家公務員であつて、
同じ命令系統を受けた諸君がやつてお
るのであります。従つてこの行政管
理がすでに人事権を向うに握られてお
るということ、一つくずれておるとい
うことである。

さらにこの次に大きな問題になつて
来るのは、運営管理である。この運営
管理をどこでしようかということであ
る。改正法に欠けておることは、この
点を書いてない。運営管理という言葉
が使つてない。現行法にはちやんと運
営管理という言葉が使つてあつて、そ

して運営管理はこれ／＼これ／＼の犯
罪あるいはその他の公共の秩序を維持
するということが運営管理であるとい
う明文が書いてある。今度の警察法案
には、それが書いてない。そこで今度
の警察法がそのまま使われるというこ
となつて参りますと、運営管理は明
らかに警察庁が握ると思う。私はそう
考へざるを得ない。そう考へて参りま
すと、行政面での面であつて予算の
面は、あるいは都道府県でできるかし
ら。しかし最も重大な人事権はちや
んと国が握つておる。さらに運営管
理を国が握つてしまふということにな
れば、これはどこにも自治体におい
はなくなるのであります。私はこれでは
自治体警察とはいえないと思ひます
が、警察の運営管理の面から、これが
もし自治体警察といえる面があるなら
ば、お教を願つておきたいと思ひま
す。

○赤間公述人 私は都道府県における
警察の運営管理を公安委員会がやる、
かように考へております。現在におき
まして、運営管理は公安委員会がこ
れを施行しておる。この点につきま
しては、改正法においても、運営管理は
公安委員会がやる。最高の機関として
は、都道府県においては公安委員会が
最高である。この指揮命令によつて
警察というものが行われると私は考へ
ておるのであります。それでわれ／＼
の考へておりましたは、地方の本部
長の任免については、都道府県の公安
委員会の考へというものが相当織り込
まるべきであるということ、私は公
述いたしております。しかしながら、
今度の警察法は、やはり都道府県の自
治というものを考慮に入れて、自治警

警察の管理運営の最高機関は公安委員会がやるのである、その公安委員は都道府県の知事が議会の承認を得て決定する、こういうふうな仕組みになつておる、私はかように考へて、国家警察とは考へておりません。やはり元は自治警察である。ただ国の要請をある程度までこれに織り込んだものである、かように考へておるのであります。

○門司委員 どうも私はその点は納得が行かないのであります、都道府県の公安委員会がこの運営管理に当る、こう言つておられますけれども、もし運営管理、行政に当るといふことになつて参りますと、やはり人事権といふものは持つたなければならぬと思ふ。私はそれが警察の組織だと思ふ。それでは完全な運営管理もできません。大体他人の命じられたもの、他人のやつておるものについて運営管理をして行かうといふのは、これは無理な話です。ほかの状態を先ほど例に引かれましたが、なるほど職安等については今のお話の通りであり、国家公務員に対して知事が責任を持つておる。ところがこれらの問題といふものは、そう迅速あるいは秘密、あるいは上下一致の団体の行動でなければならぬといふほどのむずかしい問題ではありませんで、これは委託されてもいいと思ふ。しかし、少くとも警察行政に関する限りにおいては、住民のほんとうの利権を守つて行かうとするにはそういうなまやさしいものではないのである。組織自体が嚴重でなければならぬものである。それについて、人事権を中央に握られておつて、そうして中央の公安委員会が、なるほどこれの運営をするといふこと

は法律に書いてある。しかし地方の公安委員会に人事権も与えていなければ、運営の権利も与えていない。私は今の赤間さんの陳述は、もう一言つ込んで聞いておきますが、もし赤間さんがそういうお考えなら、現行法には反対だ。今赤間さんは、公安委員会にもう少し何か権限を持たしてもらいたいという希望の意見を述べられました、その希望の意見が、もし、先ほどの府県警察の運営管理を公安委員会に握らしてもらいたいということなら、政府原案に明らかな反対であります。従つて、赤間さんは政府原案に反対の立場をおとりになるのかどうか、この点をひとつ明確にしてくださいと思ひます。

○赤間公述人 私は政府原案に筋として賛成の意を表しております。ただ、地方の警察本部長の任免については、地方公安委員会の意思を相当入れるといふことを希望として申し上げておるのであります。筋においては私は賛成である。ただ一言われ／＼が申し上げたいのは、地方の警察本部長の任免については地方の公安委員会の考え方をいれるようにしていただきたい、こういう趣旨を私は公述申し上げたわけであり、

○門司委員 その点はそれではこう解釈してよろしうございませうか。赤間さんはそういう希望を持たれておる。しかし原案には賛成であるといふことに解釈しておいてよろしうございませうか。その通りだと私は思ひますが、念を押しておきます。

○赤間公述人 私の公述申し上げた通りに御了解願ひたいと思ひます。

○門司委員 もう一つ、次に私が聞いて

ておきたいと思ひますことは、先ほどから申し上げておきますように、警察の本旨といふものが、犯罪の面から見て参りましても、地方的な犯罪があり、国家的な犯罪があるといふことはわかりきつておる。そこでこれを統一することのためにどう苦勞するかといふことが、今度の警察法の一つの現われだと思つておる。これはさつき赤間さんの言われた通りだと思ふ。そこで、自治警察は存置したい、またこれを自治警察と目されておる。そうしますならば、今日の現行警察法といふものは、この二本建を実ははつきりしておるわけでありませう。そこで、もし改正しようとするならば、かりに都市警察をなくするといひましたも、この現行法の中で都市警察をなくして、都市警察の制度そのままを府県に移譲すれば、それで事足りるのではないかと私は考へる。何を好んで中央の組織をかえなければならぬかといふことではあります。今日の状態にあつても、警察といふものは、国家組織といふものがなければ警察行政は行えないのであります。だが何といつても、府県だけの警察といふようなものでは行えないのであります。それは国家犯罪があるからである。従つて、もし今日のこまかい自治警察がいらないから府県の自治警察にするといふだけならば、現行警察法のそこだけを削除すればそれで事は足りるのではないかと、いふうに考へられる。私が赤間さんに言つておきたいと思ひますことは、現行警察法をそういうふうに変更しないで、上から一本になつて来るところに今日の警察法の改悪があるのである。おわかりにくかつたと思ひますが、それで

せんじ詰めて聞きますならば、この現在提案せられておりますような中央の公安委員会の組織が、一体こういう状態ではないか悪いかということ、この警察の本質に觸れて、もう一度聞いておきたいと思ひます。

○赤間公述人 私が公述いたしましたのは、私は、知事といひました、府県警察について申し上げておるのであります。府県警察につきましては、たびたび申し上げるうちに、自治警察であつてほしいという考えを根幹に持つております。それから、それに必要な国の要求といふものはいろいろを得ない時勢である、こういうふうな考え方を私は持つておるのであります。私たち地方の自治の長といひました、自治の本旨に反しない範囲において国の要求は入れるべきものであるといふ根本の考え方を持つております。自治の本旨に反しない限度において、国の政策を織り込まなければ警察はうまく行かない、こういうような根本観念を持つておるのであります。それで、先ほどお述べになりましたように、私は国家警察という考えは全然持つていない、あくまでもこれは府県が自治体であり、府県警察といふけれども、これは府県自治警察という解釈をするところは広域行政である、あるいは補完行政であるといふことは、しばしば議論されておつて間違いないところである。従つて、自治の本旨に徹した警察制度が必要だといふ議論になつて参りますならば、今日の市町村自治警察といふものが私は正しい警察のあり方であると思ふ。私はそうしか考へられぬ。私はそういう議論はしたくはなかつたのであります、先ほど自治の本旨だといふ言葉が出て参りました

をめぐり知事さんでありますから知事さんとしての立場から答えていただけてつこうだと思つけれども、しかしわれわれは警察法を審議しているのではありません。従つて、われ／＼は、やはり陳述の中には警察法全体に対する御意見が承りたかつたのである。そこで、今の御答弁を聞いておきますと、警察法の本質に対してはわれ／＼は触れないのだ、ただ自治の本旨に沿つてやつてもらへばそれでいいのだといふようなことに結論がなつておるのであります。そうだといたしますと多少議論がわかれて参りますのでひとつ聞いておきたいのであります、今日憲法の九十二条で言ういわゆる自治の本旨といふものは、日本においては市町村をもつてその基礎的団体にしようといふことは間違いないと思ふ。その通りだと思ふ。そういたしますと、自治の本旨に沿うような警察制度にしようといふれば、今日の市町村の自治警察といふものが正しい姿ではないかと私は考へる。府県といふものはその上にあつて――上にあつてといふことは語弊があるかもしれませぬが、たま／＼いわれる今日の市町村の区域と同じ区域内にある一つの自治体である。しかもその任務とするところは広域行政である、あるいは補完行政であるといふことは、しばしば議論されておつて間違いないところである。従つて、自治の本旨に徹した警察制度が必要だといふ議論になつて参りますならば、今日の市町村自治警察といふものが私は正しい警察のあり方であると思ふ。私はそうしか考へられぬ。私はそういう議論はしたくはなかつたのであります、先ほど自治の本旨だといふ言葉が出て参りました

わけでもなし、市町村と同じ立場にある自治体と考えておる。ここに能率が

旨に反せぬという項目、それから十分

行き方ではないかということを私は言

六五 悔亡。

かし、その一歩の下のところまで

ますが、先ほど、知事が市警側に出動を要請せられた、それに対して市警側の動きが、実にあなたにとつては御不満でございませうか、どうですか。

○赤間公述人 私は市警の動きが不満だと非常によくできたというように、これは申し上げておきたい。私はとにかく警察の単位が大きくなればなるほど、非常に非効率になる、連絡するのにしても、急ぐときに非常な難儀を感じる、とにかく警察というものは機動性を多く持ち、連絡その他が密接に寸分のすきもないように行かなければ、警察本来の目的を達することに十分である、こういうふうな考え方をもち、公述をいたしておる次第であります。

○西村(力)委員 私はそれ以上追究しません、ボスの問題に關連しまして、やはりあなたの根柢には、警察が府県警察という立場になれば、直接的な命令で使用できるというようなくあいに考えておられるように聞きましたので、お聞きしたのでございませう。その点はむしろそういうことのないように、ひとつお願いしたいと思うのです。

次に戸倉さんにお尋ねしますが、公述の言葉の中に、現在の警察法には反対であるが、六大都市の警察、自治警察だけは残さなければならぬと、限定されて公述をなされたようでありませうが、あなたのお話の趣旨からいいますと、自治体警察は可能な限り残せという結論になることは当然のように思うのですが、私の聞き違いであるかどうか、その点をひとつ明瞭にしてください。

○戸倉公述人 私は原則として自治体

警察は残さなくちやならない、自治体警察でなければならぬ、しかしながら弱小町村においてみずからこれを維持し得ないという客観的な情勢のあるものは、これはやむを得ないんじやないか、しかるがゆゑに自治体警察を放置するといふ意味ではない、これはむしろ気の毒な町村である。従つてみずから自治体警察を維持したいといふものに対してはぜひとも残さなければならぬ、それには国も補助しなければならぬ、いわんや財政的な力もあり、かつ設備、装備、経験において満足しておるところの六大都市、これは絶対的に必要である、こういう意味なんです。従つて自治体警察の本質上原則としては、国が持たなくちやならないといふことにはかわりはないのです。

○中井委員長 大石ヨシエ君。○大石委員 戸倉先生にお聞きします、私は現状のままの国警と自治警で警察制度はよいと思つております。そこで、先ほどあなたが六大都市に警察を置いたならばこれは非常によい、それでほかの警察はやめたら二十五億の節減ができるとおつしやいましたが、そうおつしやつたのでございませうか。

○戸倉公述人 私はそういう人がある、と申しました。私の申し上げたのは、五大都市を解消すれば、その解消において約三万人の人員が整理せられ、それにおいて二十五億の経費が節減されるから、五大都市の自治体警察を解消せよという議論が一部にあるが、それは無根の事実に基づく議論であるといふことを申し上げたのであります。従つて五大都市といへども自治体警察を当然維持しなければならないといふこと

を、結論として申し上げておるのであります。

○大石委員 しからばほかの自治体警察はやむを得ずしてやめてもいいが、この六大都市は警察を置いてもいいといふことでございませう。

○戸倉公述人 簡単に申し上げます。他の町村といへどもやめてもいいのではない、やめてはいけないが、気の毒だ。私の観念を申し上げたのです。理念的にはあくまでも自治体警察でなければならぬが、しかしながら弱小町村で住民の生活すらできないものは警察を維持できないからやめろといふ事は、やめたのがあるからこれはしからぬ、維持したいといふ希望……。

○大石委員 それはわかつておる。○戸倉公述人 それだから原則として現行法を維持するといふのです。

○大石委員 私も先生と同じでございませう。ところが六大都市のみに警察を置くといふことになると、これはひがみかまわらないけれども、特別市制といふものができる、これは裏街道からできる。そうすると京都、大阪、神戸、名古屋、横浜、この五つの市は消えてなくなる、こういう点はあなたはどうかういふふうにお考えはなつておるかといふことを聞かしていただきたい。

○戸倉公述人 私が六大都市、五大都市と申し上げたのは、例を公共団体にしておいて財政的に余裕のある具体的例として申し上げたのであつて、六大都市であらうが十大都市であらうが、その都市が財政的に余裕があつて、かつ警察設備といふものの、鑑識課その他の設備も十分持つておればひとり六大都市に限らず、八大都市に限らず、私は十分

分には育成しなくちやならない。五大都市とか六大都市と申し上げたのはその例にすぎません。財政的に余裕があり、かつその設備、装備を十分持つておるといふ都市の例を申し上げたのであつて、その都市は何も個別的にさすのではないのであります。十大都市でもよろしい、幾つでもよいと思ふ。多いほどいいと思ふ。全体としては町村でもそれでよろしい。

○大石委員 あなたの御説は、六大都市、こういうようなところは警察を存置せなければならぬ、自治体警察を存置せなければならぬ、こういうことで、それはそれで農村は非常に困るのではないか、こういう点を戸倉さんは都に御住居遊ばしますから御承知ないと思ふのです。それで私は現行法をもつてこれを理想としております。それで警察を六大都市のみに置いてもらつては困る、ゆゑに現在の国警と自治警とこれを二本建にして行くことを私は理想としておりますが、こういうふう

に解釈してよろしうございませう、あなたと私と同じです。

○戸倉公述人 私は理念においては違わなと思ひます。弱小町村が現在の実績においてすでに自治体警察を解消して国警に返上しておる部分が数十ある。しかしこれはその事実があるがために自治体警察がいけないという理念はないと思ふのです。それじや生活できないから、やむを得ずそうなつた、それがゆゑに自治体警察がいけないといふわけではないと思ひます。国の財政が許したならば、あくまでもそれを育成し、それを援助しなければならぬわけ、こういう建前から私は申し上げたわけ。

○大石委員 もう一点赤間さんにお聞きしたいのですが、この法案に管区本部を設置するといふ点がありますが、私は管区本部はいらぬと思ふ。われわれは非常な血税で悩んでおるにもかかわらず管区本部を置くことになる。現在自治体警察と国警があつて現政府は非常に困るとおつしやつておられる。それなのに管区本部をお置きになつてもう一つめんどろなものができる。一体こういうものを置いてよろしうございませうか、いかがでございませうか、赤間さんのお考えを拝聴したいと思ひます。

○赤間公述人 府県警察のことにつきましては私もでき得る限り研究をいたしました。が、管区本部の問題についてはまだ十分な研究をいたしておりませんので、御意見を申し上げることを差控えたいと思ひます。

○大石委員 それでは戸倉先生にお聞きしたい。私は管区本部は必要がないと思ふ。あなたはどうかういふふうにお考えでございませうか、どうぞお聞かせ願ひたいと思ひます。

じように管区本部というものは何かなくしてはならない存在ではないような気がする。現在の立場でさしつかえないと思う。これはかりに改正案が通過したとしても、管区本部がなくても、警察の体系というものはやつて行けるように思います。

○大石委員 私も同感です。そうしたら徳田さんにお聞きしますが、管区本部についての意見を言つてちょうだい。あんなものはいらぬ。

○徳田公述人 私も結論からいえば同感であります。ただ私はこの現在の改正法案の中にこれを残したということについて、もう一つ皆さんにお聞きを願いたい。私は先ほど申し上げましたように地方の議長でありまして、こういう専門的な問題については知りませんが、全国議長の行政調査委員長をしておりますので、関心を持つてこの問題を研究いたしました。現在の国家地方警察にお聞きくださればわかるのは、現在の国家地方警察でさえも、今の管区本部はいらない、あれは無用なものだ、なくせと言つておる。それが先ほどからしばしば議論になつております。都道府県の自治警にさらに管区本部があるということば、これは常識から考えてもいらない。ものをつくることに私どものまた不安がある。私もこれは実態をつかんでおりませんが、また不安が重なつて来る。私は少くとも国家の政治というものは私どもが納得したものをやつてもらいたい。そうして不安をなくしてやつてもらわないうと、私もはどうしても国のその政治について行けない。今日の日本のいろ／＼な問題は国民はどうも納得が行かないからつて

行けないと思う。どうかものを明確にしてから私どもつて行かしてもらわないと、今の管区本部の問題でもそうであります。今の国家地方警察の一例においてさえも、それ自体の中からこんなものはいらないということをはつきり言つておる。それが地方自治警察にまで管区本部があるということば、これはまた、私はどうも幽霊を見ておるのかもしれないが、わからないう。こういうことも十分この法案審議の際には御検討をお願いいたします。

○大石委員 私は戸倉先生にお聞きするのですが、管区本部は現行法では五つなんです。それを八つにしようとする、こういうことは奥山で、警察の古手なことを持つて行く。私たち国民はたださえ血税にあえいでおるのに、これは私困ると思う。赤間さんもこの点よく御研究をお願いしたいと思うのですが、その点ちよつと戸倉先生おつしやつて下さい。

○戸倉公述人 管区本部が無用であるということは前提であります。これができまされた場合の措置を考えますれば、その所在地をいかにするにしようか。どこに所在するようになるかというところをお考えいただきたいと思ひます。いずれも高等警察庁の所在地が管区本部の所在地になつておる。すなわち高等警察庁の所在地を管区本部の所在地にしたというところは、検事長と警察本部との連絡をとるためである、私はそう考える。中央においては検事総長と警察庁長官とが連絡をとり、中間においては検事長と本部長が連絡をとる、こういう建前のようになつておりますが、これはやはり根本において警察法において中央集権という

ものを実現する具体的な現われなんです。一面においては検事総長は公訴に關する実権を握り、また一面においては警察庁長官が捜査に關する実権を握る、その段階が同様な歩みをもつてできておる。私はそこに実に恐るべき、われ／＼の何といひますか、自分の財産、生命というものは自分が守らなければならぬという建前がくずされて、官僚によつてそれをやられる。むしろその官僚は決して悪い方ではないでしようが、大體警察力というものは兵器と同じように凶器である。これは持つ人によつて非常にいい業にもなるかわりに毒業にもなるモルヒネのようなものである。だからそういうようなものは制度においてこれを制限する以外には人間の本性としてまことに防ぎにくい。一種の凶器であり、モルヒネである。従つてこの制度を何とかして人民のために人民の政治ができるような制度にするには、やはり公安委員が人事権をとり、公安委員会に國務大臣があられないように締め出す。私はわれ／＼の生命財政を委託するに足る親しみのある警察制度をつくる道は、これ以外にないと考えているから、同じような理由において管区本部についても無用である、そしてさういふことを増加したということも、同じような理念の現われであるということをおし上げる次第であります。

○中井委員 中井徳次郎君。○中井(徳)委員 大分時間もたちまして、公述人の皆さんにもたいへん御迷惑だと思ひますが、私簡単に三方に一件ずつお尋ねをいたしたいのであります。まず最初に、私地方行政の一委員として

して実は非常にさびしく感じていることがあります。それを申し上げたいのでありますが、今日占領行政の行き過ぎの是正というふうなことで、各種の法令の改廃、あるいは各種の調査機関などができて研究をされております。地方制度調査会においても、全国の自治団体からのお／＼代表の委員をあげられて、この間も一つの成果を得ました。ところがその間において、これは関連があるから申し上げるのでありますが、たとえば教育委員会をどうするといふふうな問題になりますと、教育委員の皆さんは教育委員会は現状のまま存置をして、さうして相かわらず公選で行かねばならぬという主張をされま

す。全国の市町村長は教育委員会はもう廃止して、あるいは存置をいたしましても現在の公安委員会のように議会の同意を得て、市町村長が任命するといふ形にかえてくれと言ひます。また県議員は市町村の教育委員会はもういらぬと言ひます。知事はどういふ意見であつたか忘れましたが、大體それに似て、一つの改正について絶えず地方自治の各機関の代表の意見がまつたく食い違つてゐる。今度の警察法の改正につきましても、全国の市町村長は――市長会は絶対残してくれと言ひ、県知事は今度の改正案は大賛成であると言ひます。国家機関であります政府はその間をとりまして、自分たちはうまいことをこれを調節するのであると言ひておりますが、裏から見るとことごとく中央集権の形にかえられてゐる。そういうことを地方自治体の首脳部の人たちはほんとうに考へて心配しておられるかどうか。皆さんはもちろん知事の代表

であります。市の議会の代表であります。市町村長の代表でありますけれども、皆さんはとりもなおさず住民の代表である。どうした方が住民のためによくなるかということが根本でなければならぬのでありまして、知事が、この改廃によつておれの仕事が都合がいい、これを改めた方がおれの仕事がしやすい、しかしそれが住民のためにならぬことであれば、いくら仕事がいやすくても、これはちよつと遠慮をせねばならぬ、住民のために苦勞をするのは公選の知事の当然のことであるといふふうな考へ方から――これは一例であります。私はすべての地方行政における改革をながめていただきたい。さうして地方自治体が一体となつて、府県も市町村も議会も一体となつて、国家機関に當るといふ形が出て来ませんと、どうもだん／＼と中央集権になるような心配があるのであります。私はこの点は非常に心配でたまらない。

大阪府知事と大阪市長がいがみ合ひばかりしておつて、その間まん中をとりたて全部中央集権になつてしまつたらどういたしますか。さういふ面から私はお尋ねをいたしたい。本日公述をされた徳田さん、赤間さん、お二人ともさういふつもりで私はがんばつておられるとは考えませんでした。特に徳田さんの公述は非常に謙遜なお話を伺ひまして、私は感銘いたしましたのであります。私は赤間知事といへどもやはり同じ住民のために今の改正案の方がいいといふことで、公述なさつたことだと私は拝承いたしますけれども、その点から申しまして最後に一点だけ、先ほどからいろ／＼と議論がありました大阪府なら大阪府の警察隊長の任命権

であります。市の議会の代表であります。市町村長の代表でありますけれども、皆さんはとりもなおさず住民の代表である。どうした方が住民のためによくなるかということが根本でなければならぬのでありまして、知事が、この改廃によつておれの仕事が都合がいい、これを改めた方がおれの仕事がしやすい、しかしそれが住民のためにならぬことであれば、いくら仕事がいやすくても、これはちよつと遠慮をせねばならぬ、住民のために苦勞をするのは公選の知事の当然のことであるといふふうな考へ方から――これは一例であります。私はすべての地方行政における改革をながめていただきたい。さうして地方自治体が一体となつて、府県も市町村も議会も一体となつて、国家機関に當るといふ形が出て来ませんと、どうもだん／＼と中央集権になるような心配があるのであります。私はこの点は非常に心配でたまらない。

は公安委員会が任命するというのと、今の改正案のように国家機関が任命するといふのと、住民のためにどちらがいいか、それをひとつお尋ねいたしたい。あなたは公述した通りでありま

す。希望しますというふうなことでありましたが、どちらがいいか、われわれの審議の過程において、このことが非常に重要でありますので、その点だけをお答えをいただきたい、かように思います。

○中井委員長 もう一時二十分になりました。午後公述人も見えておるのであります。承ることはだん／＼多くありますが、公述人もお疲れと思ひますので、きわめて簡単にお願いをしたいと思います。

○赤間公述人 私たちは自治に携わる者として、考えは今お述べになりましたと同じであります。府民全体、また県民全体の福利増進あるいは産業の復興という府民の民生安定とその福利のために、われ／＼は日夜微力ながら全力を尽してやっております。そのほかのことは何も考えていないのであります。われ／＼が申し上げることはあくまで府民を単位として、府民の気持を私は申し上げておる、こういうふうには私は考えております。自分たか、あるいは機関の一部がどうなるかというふうなことはささることでありまして、そういうことは今まで毛頭考えたことはありません。あくまで住民の福利増進のためにわれ／＼は努力をいたしておりますが、民主主義の時代におきまして、機関々々においてとき／＼意見の違ふものやむを得ないのじやないか、かように考えておるのであります。

○中井委員長 よく了承いたしました。その程度でけっこうでございます。よろう。

○中井(徳)委員 徳田さんにお尋ねをいたしましたが、あなたは先ほど、石川県の審議の過程において、町村の合併が非常に重要でありましたといわれましたが、私は現在警察制度はいいとは思っていない、二本建はいいとは思っていない。できたら最初に全部自治体警察にするのが当然であつたと思ふのです。それができなかつたのは財政難だといふようなお話で、これは徳田先生の公述とも関連があるのですが、私は財政難ではなくて財政源を与えられなかつたにすぎない、こう考えておるのであります。そういう見方からいって町村が合併をして大きくなると、むしろ現在を直すなら一度全部自治体警察にしたらどうか、こういう考え方なんでしょうが、あなたの御見解を伺いた

○徳田公述人 お答えいたします。仰せの通り市町村の中にも自治警を維持しないことを望んでおるところがありま

す。その大きな原因は地方財政の問題でございます。最初は大分自治警を返上した方がよいという意見がありましたが、過日新聞等で地方税制の改革の概要を耳にしまして、おの／＼自分のことに關するからそろばんをひいてみてびっくりして、先月の二十五日に大会をやりましたときは、ほとんどの都市が来て、今度は真剣に反対をしておる。これは何を意味するか、ほとんどが財政がないからやむを得ず警

察を返上するのだという考え方以外に

何ものもないのでありまして、先ほどからいろいろ／＼これが節約できるとい

お話もありましたが、これまた私が皆さんにお話申し上げるのは潜越しのごくでありまして、国家の二十九年度の予算の編成から見ても、また昭和二十九年の地方財政規模の額から見ても、今の警察法の改正によつて何ら国家的にも地方的にも経費が削減されておらない。また都道府県側といつて、意見が食い違ふようでありまして、都道府県側が経費が節約できると仰せが

ありますが、私はつきりこれは今念を押しておきます。将来もしかりにこの法案が通過したとして、府県知事さん

ども警察の費用が足りないとおつしやられるようなことがあるかどうか、これはもう現実の問題であります。今の府県知事さんの中でも、警察をもら

いたがどうもという人が半分々々のように私は見ておりますが、これらの点もやはりどうして経費削減できるかという現実の必要から、今出ております。昭和二十九年度の国家の予算、あるいは地方の財政規模等をざらに

なれば明らかに節約ができるかと思ひかといふこともおわかりになると思ひ

ます。また最初に仰せになりましたことは、いろいろ／＼意見が食い違つてお

りますが、私はこれはあたりまえだと思ひます。私にはこればかり先ほどと陳述いたしましたように、都道府県といふものが、もはや今の市町村の希望とマッチしない段階に来ておる、だからこれを解決せざれば市町村と都道府県の意見が食い違ふのは当然でありまして、このところを早く明確にし

てもらわないと、地方自治の本旨に従うという、この本旨が一体どこが本筋

かということが私どもにはわかりませ

ん。都道府県も今の自治法で行けば完全自治体だ、市町村も完全自治体だ、ところが今の地方の現状からいって、どうも私どものような都市と、県とでは意見が食い違つてなかつて、現実には動

てもらつて、はつきりとしたものを住民に与えてもらわないと、私どもははつきりした答えが出ない、だからもう少しはつきりさせるものは、はつきりさせてからやつてもらいたい。それは国家の治安が急迫しておるといふこと

が、私どもにはどうしても信ぜられぬ、こういうことでございます。

○中井委員長 もう早一時半になりました。この程度で休憩をいたし、午後の部は正二時半に開会いたします。

午後一時二十九分休憩

午後二時四十三分開議

○中井委員長 休憩前に引続き、警察法案は一件についての公聴会を開き

ます。

午後御出席の公述人諸君は、大阪府町村会長広瀬勝君、評論家阿部真之助君、主婦連合会総務藤田孝子君、全国官公労働組合協議会議長横川正市君、東京大学教授鶴岡信成君、この五人の方々であります。但しそのうち鶴岡教授は大学に格別の所用があつて、ただいま大学の方に行つておられます。先ほど見えたのでありますが、この委員会の開会が遅れましたため、大学の方へ一時引取られました。迎えにた

だいで出ておりますから、間もなく御出席のことと存じます。

この際公述人各位に申し上げますが、本日は午前の会議がおそくまで続

けられましたために、非常にお待たせをいたしましたことについては、深くおわびをいたしますとともに、御多忙中にもかかわらず御出席くださいまして、貴重な御意見をお述べくださることに對し、委員会を代表して厚くお礼を申し上げる次第であります。

議事の進行上ただちに公述人の方々より御意見を承ることにいたしますが、まず各公述人の意見の陳述を順次承りまして、そのあとで各委員の方々の質疑をお願ひすることといたします。なおその公述時間は大体十五分ないし二十分を予定しております。従いまし

てその要旨は簡明にお述べくださるようお願いをいたします。なお公述人の公述が終了した後に、委員各位よりの御質疑、これに対する公述人よりの

応答、いずれも簡明にお願いいたします。

まず大阪府町村会長広瀬勝君から御意見を承ります。広瀬君。

○広瀬公述人 ただいま御紹介にあずかりました私は大阪府の箕面町の町長で広瀬勝と申します。私は今回提案せ

られた警察法案に對しまして、町村の立場からいささか意見を申し上げたい、かように考えておるのでありま

す。

現行の警察制度は、御承知のように占領下連合軍側の勧めによりまして、アメリカ合衆国の警察制度にならつて、市町村自治体警察を主眼としておるのでございまして、旧憲法時代のお

が国の強力なる中央集権的国家警察とは、全然趣を異にいたしました。地方分権に徹した民主警察を創立したところ

に、大きな意義があつたと考えておるのであります。しかしこの警察制度

が創設されましたときに、非常にけつこうではあるけれども、あるいは能率の点に、あるいはまた経済の見地から、多大の欠陥を生ずるものではないかと、われ／＼とも貧弱ながら心配をいたしておつたのでございます。

案の定、警察法が施行せられました。ことに小さい市町村にあまり大きな財政負担を負わされたものでありますから、まことに悲鳴をあげまして、また能率の点につきましてもいろいろと論議せられまして、いわゆる自治体警察返上論というものが起りましてその結果数次にわたり警察法が改正せられました。町村並びに町村から新たに市になつたところの自治体におきましては、住民の投票によつて自治体警察を置かないでもよいというようになつたこととは、今さら私が喋々と申し上げるまでもなく、よく御了承のことと思つたものでありますけれども、去る一月の十三日に、私も全国一万余の町村の代表者が集まりまして、一月十九日に全国町村会の定期総会を開いたのであります。この席上、近く改正せられるであろうという警察法案に対して、われ／＼どもの率直な意見を一応緊急決議といたしまして議決をいたしましたのでございます。一応朗読いたします。「緊急決議 都道府県自治体警察制度の確立を期す。理由。政府は、今期国会において警察制度を改革し、市町村自治体警察を廃し、都道府県警察の設置を企図しているが、治安の確保警察の経済的運営等の見地から、原則としてその成立に賛意を表するが、過去の警察国家の再現に対しては厳にこれを警戒すべきものと考える。よつて今次の警察制度の改革は、自治の本旨

に即した都道府県自治体警察の本質、性格を具備すべきものと信ずるによるものである。かような決議をいたしたのであります。私はこの決議の趣旨からこれからのお話を進めて行きたい、かように考えておるのであります。

私は今回の警察法の改正法案の第一条、第二条を見ますときに、おきまして、一応納得ができるように思つておりますが、さらにこの条項を進めて行きました場合において、まことに納得ができないところのものがあつた。それは何であるかと申しましたならば、申すまでもなく、この改正の意図は、はたして民主主義の理念に立つたところのものをまつた完全な具現しておるかということについて、いささか疑念を持つものであります。何となれば、一番大事なところの都道府県の警察長に対する任免権、さらに国家の警察長に対するところの任免権の所在につきまして、納得が行かないのであります。これはこの法案の通りであれば、ややもすれば往年の国家警察の再現を招来しはしないか、かように考えるのであります。私も公安委員会といふものの性格を、もう少しはつきりとして打出してもらいたいと思つて、うして国家公安委員会において、委員長に国務大臣をもつて充てるとあるものであります。私は委員長に国務大臣をもつて充てる必要はどうかと、かように考えておるのであります。なおまた都道府県の警察長の任免に對しましては、あくまでも都道府県の公安委員会の決定によるべきである、かように考えておるのでございす。この法案につきまして私が最も主張したい点は、この点なのであります。

ます。その次の問題であります。五大都市とか、大都市には警察を置いていいとかいけないうような議論が相当巷間に伝わつておるのであります。また私のところへも大都市側から相当浩瀚ないろいろ印刷物をお送りくださいまして、私もこれをつぶさに拝見いたしておるのでございす。けれども、私は同じ日本の新憲法のもとにひとしく国民が生活しているのに対して、ある地域にはかわつた警察がやつており、ある地域にはかわつた警察がやつておるといふようなことが、はたしていいかどうか。われ／＼は与えるものは平等に与えてもらいたい。またわれ／＼は差別的な待遇を要求はしておらない。この点は、私は専門家でないのでわかりませんが、憲法の精神にも反するのじやないか、かように考えておるのでございす。こういう点を始終考えておるのであります。この点から見まして、どうしても警察は市町村警察といふものを廃止いたしまして、都道府県一本の自治体警察を要望することが、やや現状に即しまして正しい行き方でないか、かように考えておるのでございす。いろいろ民主主義の理念に徹して、市町村が直接に警察力を持つといふこととそれ自体が、すなわち民主主義であるという議論も、一応納得ができるのであります。すけれども、いかにせん日本の国の市町村の事態が、決して警察を養うて行くだけの力がない。これをやるならば、もう少し政府は地方自治体に対して強力なる財政措置をする必要がある、かように考えるのであります。かような意味から、日本の一万余の町

村のうちにおいて、あるところは自治体警察を持ち、あるところは持つておらない。さらにまた金があるからおれのところは十分そういうことができるからと言つて、特別に五大都市に自治体警察を許してやるといふ理由もない。私は、すべての人は憲法のもとで同じような権利を受けることもできるし、また同じような支配を受けることもできると思つておるのであります。これはなかなか議論のむずかしいところでありまして、皆さん非常に賢明な方々で、私もがさうなことを言わなくとも実情はよく御承知だと思つてますが、實際自治体の管轄によるところの住民の声を聞きまして、これはもうそう別に痛痒を感じない人と、何かの因縁があつて特別に自治体でなければならぬといふような人もあります。しかし交番の巡査あたりに聞いてみますと、市も府も一体となつて一つの自治体警察でやつてくれれば、これは私たちの感じの上から言うて何のかわりもないのであつて、むしろ一本化されて私どもが自由に活動できるところの方向に持つて行つてくれる方が非常にけつこうである、こういうふうに申しておるのであります。町村の中でも、自治体警察を實際やつておりまして、非常ないろいろ／＼な問題が起りましたことは、各位がよく御了承のことと思つて、大阪府下におきまして、茨田町といふところがありまして、ここにはたいへんなことがございまして、これは自治体警察の非常な悪い面を露出したものであつたと私は思つておりますが、この警察がまつた町会議員のボスに牛耳られて、そうしていろいろ／＼なことをや

つた。これは全府下の良識ある人々から非常な指弾を受けまして、ごうごうたるいろいろ／＼な問題が起つたわけでありまして、こういうような事態は、たゞ／＼茨田町に発生したことが新聞紙上その他で多く流布せられたから、人々は自治体警察のあり方といふものにつきまして、いささながら考えさせられたことと思つて、日本の国の自治体警察の上には、こういうようなボスが存在いたしました。そうしていろいろ／＼これに似たような事態があつて、善良なる国民の批判を受けておるといふことは決して想像するにたかくない、かように私は考えておるのでございす。

かような意味から申しまして、私は結論といたしましては、府県自治体警察の本でひとつお考えを願ひたい。しかしながら、この隊長の任免権に對しましては、あくまでも公安委員会が中心となりまして、公安委員会に任免権を持たず、かような意味合いに考えていたいただきましたならば、たいへん仕合せだと私は考えておるのであります。

まことに簡単でありましたけれども、信ずるところを率直に申し上げまして、私の公述を終わります。

○中井委員長 皆さんにちよつとお話をいたしました。本委員会の大体の予定におきましては、すべての公述人のお話を聞いた後質問を進めるということになつておりましたが、ただいま広瀬さんのお話では、ぜひ五時の飛行機で立たねばならぬ用事があるやうであります。従いまして広瀬さんに限つて、この際特に皆さんから御質問があればお進めいただきたいと思つております。

○中井(徳)委員 時間の関係で簡単に

お尋ねいたします。たいへんけつこうな話を伺いまして、私個人は大体肯される面が多いのでありますが、おつしやるうちに大きな都市に警察があつて、町村には警察がない、これは平等に与えて、差別すべきでないというお話、これは非常にけつこうだと思ひます。従つてそれを推し進めまして、今二本建になつておるものは非常にいいものではないかと、これを全国の町村にも与える。しかしそれは非常に貧弱で財政の面から困るとおつしやいます。これは国家的措置として財源がないのではなくして、私どもの考えでは現在の状況におきまして、国家が財源を与えないのだというふうな考え方もできると思ひます。そういう形にある。ことに最近の傾向といひまして、町村の合併の問題を御案内のように全国とも非常に盛んにやつております。こうなりますと小さな町村も逐次処理されて行くというふうな観点から見まして、占領政策の是正といふことに名をかりて、ああいう中途半端なものを、もう一つ、民主主義に徹する面からもやつてみたらどうかというふうなことについて、広瀬さんはどう思ひますか。

○広瀬公述人 警察の仕事については

たけれども、それよりもつと大規模な行政上の問題が発生することを予想せられる今日におきまして、貧弱な市町村の自治体警察ではとうてい間に合いません。これは私のすぐ付近に吹田というところがあります。この吹田事件というものは非常に有名でありますから、私が申し上げるまでもなく御了承のことと思ひます。けれども、いかに自治体警察の機能というものがばらばらであるとして、統一がとれておらないかということ、天下周知の事実なのです。この面をどういうふうには正すかといひます。たならば、やはり府県単位にの自治体警察にやつて行くことが、現況においては最も正しい行き方ではないか、常識的な行き方ではないか、かように考へております。御了承のほどをお願いいたします。

○中井(徳)委員 その辺のところの意見が私達の方ですが、きようは申し上げま

れてせつかく残されたところの民主主義、この民主主義の理念といふものはどこまでも堅持して、これを成長させて行きたいといふところの気分は山々なのでありますけれども、現況に即してはちやとむずかしいのではないかと思います。

○中井(徳)委員 大阪の関係の方は今朝も知事さん初め吹田事件の話がありました。ちやうど吹田で起つたからということですが、あれが尼崎で起つたらどうなりましたか。今度の改正案でうまうま行きますようか。

○広瀬公述人 尼崎は兵庫県の管轄でありますから、兵庫県は全力をあげておやりになると思ひますが、それはどうも……。

○中井(徳)委員 どうも府県の単位でやれば経済的、能率的といふことについて根本的に意見がわかれて来ましたが、確かにおつしやる面もあると思ひますが、大阪のような交通の四通八達したところでは、能率とか経済とかいふことになりまして、むしろ大阪、京都、兵庫一本にした方が非常に能率的でよいと思ひます。そういう面では、大石さんからもお尋ねがありました。管区警察本部といふものができるわけですが、いつそのことという一本のものにしたらどうかといふふうな考え方も、能率の面からいへば出て来ると思ひます。そういう点について何か御意見はありますか。

○広瀬公述人 能率の点からいひましたら、おつしやる通り一本建がよいのであります。どうせ五大市の方には警察の装備もできておるし、いろいろなものができておるから、能率はお

れの方がよけい上るのだというふうな

ことを、パンフレットにもお書きになつておりますが、これは自治体警察につきましてもやろうと思へばできることとあります。それは同じような装備を持ち、同じようなことをやつて行けば、これは実際上能率がよいからといふ問題は成り立たないのであります。やつた後の将来のことは現在の市がやつておられます。府県一本になります。より以上できるのではないかと、うことを考へております。もう一つ大阪府民としての感情から申しまして、これにあるいは和歌山県においても同様であらうと思ひます。市町村、郡部に住んでおられます者も、市内へ住んでおられます者も府民感情といふものは一つじやないかと思ひます。また府民感情といふものは一つにすべくわれわれも努力して行かなければならぬと思ひますが、大阪市という一つの区域的、プロック的な、そういう考え方こそ打破して行く必要があるのではないかと、こつしやう見地から申しまして、府県単位の警察にいたした方がよいと考へるわけでありま

○門司委員 ちよつと今のお答えの中

ずしも一律一体でございませぬ。この点は御存じでありませうね。だから警察も一つの国の行政でありますから、自治の目的を重んずるなら、やはり自治能力に依じて持ち得るところに持たせようといふことが、一つの原則だと思ひます。たとえば都市の規格あります。都市の大きさによつて何といひますか、労働基準監督署を持たなければならぬとか、あるいは保健所を持たなければならぬとかいふものを、ちやんと自治の能力に依じて、国が仕事を言いつけておるものであります。これから考へると今の御議論は——専門家は、ないといふお話のようであります。とにかく町村会の会長さんでありますから、私は専門家に考へるのです。今日の現実には段階がある。警察だけはそれら外だといふ理論が私にはわかりません。であります。もしその点でおわかりでしたらばお答えをお願いいたします。

○広瀬公述人 門司先生のお話一応ごもつとも私は思ひます。しかしながらこれははなはだ失礼なことを申し上げるかも知れませんが、政府並びに国会は一体市町村に対して、どういふような育成強化することを、今日まで運んで来てくれたか、こつしやうことを私はこの機会に申し上げたいのです。これはちよつと脱線かも知れませんが、お許しを願ひたい。何にも市町村に対して強力なところの財政上の措置もなしで、かえつて市町村の財源を奪つて行くといふのが現政府のやり方なんです。また今日の一般的な雰囲気の中央集権化して行つておるこの現況において、私どもにせつかく与えてくれ

また内容をちよつと拝見したところ
でいろ／＼問題があるように私は思う
のですが、ただいまもいろ／＼問題に
なつた一番の要点というものは、国家
公安委員会、そこから第一に私たちは
一つの疑念を持つておる。法案の一番
初めの方に、警察官は不偏不党であ

くまでもへんはでない中正なものでなければならぬということです。それを大きくしてうたつてあるのです。その不偏不党であるべき公安委員会の長であるものが一番片寄つて、党員であるところの國務大臣が長になつておる。しかもあれを見ますと、委員会を統率するやうなことが書いてある。しかも代表するということになると、一体これが不偏不党であるかどうか疑わざるを得ない。私はここへ来る前に、政府の人じやないのですが、それに近い人たちにこの説明を聞いてみると、いやあれば委員会と政府との間を連絡する、それだけの意味合いのもので、実に軽い意味のものだということをおつしやつてゐる。ところが原文を見るとどうでしょう。これは委員会を代表し、委員会を統率する、こういう非常に重大な立場に立つてゐるのです。そうするとこれは委員会そのものの不偏不党性というものをあの組織において害される。のみならずあの委員会の構成を見ますと五人になつておる。その中で同じ党の人間が三人以上任命されてはならぬというところがあるのです。ところでこの議決をするのには、過半数が出席すればできるということになつてゐる。そうすると同じ党の人間が二人出て、委員長が最後の決をとる場合には三人に

それから府県を単位にして自治体警察をこしらえるということは、現状から考えてみると大体あの程度のものであらうと私は考えております。原則論から言えば、各市町村がそれ／＼の警察を持つということが最も望ましいことかも知れませんが、それはいわば一種の空想論と言つてもよいくらいで、そんなことをしたら国の財政も成り立たぬし、のみならず現状では警察の能率を悪くする、不経済である。こんな貧乏国がそんなぜいたくな警察を持つ段階に達していないだろうと私は思う。のみならず先ほども御質問があつた通り、国家犯罪というようなものに対するわれ／＼の危機が多くなつていき、国の警察行政というものを市町村

単位で寸断してしまふ、そこで警察の活動というものを非常に徹力にしてしまふということは、国家治安の上に非常におそれなきを得ないわけなんであります。この点においては府県単位の自治体という程度が、まず／＼適当だろうと私は考えるものであります。

いま一つ人事権の問題が問題になつてゐるようであります。これは非常にむづかしい問題なんで、私ははつきりした結論を出すことはできないのですが、警察庁の長官というものは、国家公安委員の意見を聞き任命すること

に落ちないところがある。国務大臣といふものを道徳的に考へれば、信用して考へれば、意見を聞く、それで公安委員がそれを素直に聞いてくれると考へたいのですが、現在の政治の基礎情勢を見ると、檢察庁のなわつぎが出なければ責任を負わぬというようなことで、政治的責任とか道徳的責任などとは負わぬというような、そういう傾向がある折柄、ただ意見を聞くからそれを道徳的に尊重するだらうとかどうとかという信頼感をわれ／＼は持ち得ない。だから意見を聞くならばどの程度に聞くか、聞かなかつたらどうするか、聞かぬか、聞かなかつたらどうするかという点をいま少しはつきりしていただきたい。

それからまた罷免の場合もそうなんです。国家並びに地方の公安委員会が、罷免の場合には勧告することができる。この勧告とは一体どういう程度の勧告であるか。その勧告に対して一体責任を負うべきものか、負うべからざるものか。聞きつばなしでいいかどうか、この点をはつきりされるならば、公安委員というものを信頼できる限りにおいては、まああの程度で人事権もしかたがないだろう。しかしこういう抜け穴があるような形において人事権をまかせてしまうというと、警察

○中井委員長 次には藤田公述人から御公述を願います。

○藤田公述人 主婦連合会の藤田でございます。私は東京都という特別の地区に住む家庭の一主婦といたしまして、意見を述べさせていただきます。

昨年から出したりひつこめたりしていらつしやるところの改正警察法案の成案に対しまして、新聞論評は各社筆をそろえて時代の逆行であるとして非常な悪評でございます。従つて輿論も反対の声が高まりつつある現状でございます。ことに私が悪いことです。は、文化人といたしまして自他ともに許していらつしやるところの犬養大臣が、委員会におきまして本心から改正法案に

賛成して提案説明をしていらしたかどうかということを疑っている者の一人でございます。私どもは戦後の占領下においてつくられましたところの諸制度が、民情に即した万全のものだとは思っておりません。従つて警察の制度にも不備点があることは認めるものでございますが、改正に際しては、少くともよい面と不適当な面をえりわけ、よい面は残して、ぜひ育て上げていただきたいのでございます。特に私どもは改正法案の中で、地方の警視正以上の警察官の任免権を中央で握るとい

も、実際の活動にあたりましては、全警察あげて国家的性格を発揮することは地方公務員であるといいたしまして、明らかに考えられるのでございます。私もそれはそれのところでございまして。そうなると表面警察は、形式的には自治体の警察として存在するでしょうが、実質的には国家警察と少しもかわらないのではないでございましょうか。時の権力者に利用されやすく、昔の警察ファッショ再現の危険性が多分に考えられるのでございます。昔の警察はおいこらで民衆と非常にかげ離れたものでございました。子供がいたずらをしたり、言うことを聞かなかつたりすると、おまわりさんが来たとき私どもはよく利用したもので

ございます。そのくらいに民衆からき
られておりました。ところが今日の
警察はどうでございましょうか。子供
には親しまれております。パトロール
のおまわりさんによくつりさがつて歩
いている子供の姿をごらんになること
があると存存るのでございます。家庭
からはなつかしがられ、犯罪捜査にお
いても、困っている人の救援におい
ても、秩序の点においても、常に民衆
の心の中にびつたりと溶け込んで成果
をあげているように私には思えるので
ございます。このことは単に警察官が

案、いわゆるこの法律があつてはだれかが困る、ないしはこういうものがあつては都合が悪い、そういうふうな官僚の冷たい法律理論によつてつくり上げた法律案、そういうものをこの国会で審議している、こういうことなんです。私は少くともこういう法案、たとえば知事の官選の問題、教育の二法案、警察法、こういうものがよつて出て来ている原因は、いろ／＼あると思ひますけれども、もしもこういうようなものが審議されるとするならば、これはやはり大衆の意見をもつと尊重し、大衆の意見をもつと取上げて、その上で実質上法案改正に資さなければならぬだらう、かように考へてゐるわけですから。そういう意味でここに出された警察法の改正案について二、三意見を申し上げたいと思ふわけです。

まず警察法の第三条によりますと、「日本国憲法及び法律を擁護し、不偏不党且つ公平中正にその職務を遂行する旨の服務の宣誓を行うものとする。」あるは二条では「不偏不党且つ公平中正を旨とし、いやくも日本国憲法の保障する個人の権利及び自由の干渉にわたる等その権限を濫用することがあつてはならない。」かういふようなことがうたはれておるのでありますが、これは法文上の問題としてびんと来たことと、それからかういふことが實際上行われるかどうかという問題について、どこまで信用していいかという点は、私どもとしてはこれは文章の上では認められても、実際の運用にあたつては何としてもむずかしい問題であり、しかも困難な問題である、あるいはできないといつてしまつた方がいいかと思ふやうな問題だ。すなわち一

条、二条、三条でうたはれたこの総則は、以下の条文の中に一つ／＼その疑いを深め、あるいはできないだらうという確信を大衆に持たせるやうな方向に持つて行つておるわけですね。まず四条を見ても、**「総理大臣の所轄の下に、国家公安委員会を置く。」**といふことになつておるわけですね。いづれの場合においても、たいてい自分の権力機構ないしは名譽とかいふものがよりたくさんあつて、そうしてそれが自分の箔になり、きんきらきんになるというところは、これはたしかに氣持のいいことかも知れない。しかし一人の総理大臣が保安隊の指揮権限を持つて行く、あるいは警察も持つて行く、その他一切の国会の運営ももちろん総理大臣の権限にあるといふふうになりますと、一人の人間がいくら八面六臂の能力者であつても、これを行うことはおそらくできない、かういふふうには言つた方が私は適當だと思ふ。ことに国家公安委員会というものは、構成からいいますと、中央で五人の人たちが一年から五年までそれ／＼の年限が違つて、一つの政党から三人くらい出て来ると、一人は罷免されるといふ一つの形式上のことは整つておりまして、委員長は國務大臣がつくといふ形に六条では明確になつておる。そうなるておりますと、総理大臣のいわゆる意思があつてもできないものを國務大臣が受難いでやる。そうなりますと、たしか新聞の論調にあつたように、一つの政権が大体各末端までの人事権を握つておりますから、政変があるたびに警察庁から末端の長までの首のすげかえを、何とかかんとか言つていてもやらしてしまつて、そうしてその人

たちは野に下つてしまふ。また二年か三年かたつて別な野になつたら、野に下つていた人が生きて来てポストが与えられる。そうすると自分たちが野に下つていた時代の苦しいことを、今度は自分が権力を握つたから、その権力を使つて仕返ししたいとも限らないやうな一つの系統が明確にできておる、かういふふうには言つていいのではないかと思はれるわけですね。

それからもちろんこの公安委員会の構成は、確かに自主性を持たされておるやうなかつこうはとれておる。しかし実際に法案を見ても、そうではないに、たとえば十一條の二項のうちに、成立する条件といふのが過半数であつて、そうしてそれは主宰する國務大臣が委員長になつて採決をする最終的な責任者であり、しかも自分の一票は常に問題を決する権限を持つておるのですから、こゝでもつて可否同数でどうこうされるということになれば、これは明らかに國務大臣の意思によつて、あるいはそのときの内閣を構成しておる総理大臣の意思によつて、公平無私であり、あるいは大衆から選ばれたと思はれる公安委員会の秩序といふものは大きく阻害される、あるいは委員会の意思が生かされないといふやうな結果になるだらう、かように思ふわけですね。もつとも小さな問題では、警察の現在のおまわりさんが腰にピストルを下げて歩いておるわけですが、ああいうやうな威厳といひますか、あるいは護身の問題か、ないしは突発的な事件に即応して犯罪処理に當る治安維持に當る、おまわりさんが、常に心の武装と、それから携行の武器によつて、武装しておるだらうと思ひ

ますが、あれはたしか日本の場合には予算上その他の問題があつて、なかなか改裝されないといひながら、非常に危険な単発のピストルです。あれはアメリカから持つて来たときにいろいろの問題があつたやうに、アメリカのカウ・ボーイがぶら下げて歩いておる。かういふことになると、一七〇〇年代くらいに非常な昔のアメリカの治安の確立しておらなかつた当時、に携行されておつたと同じやうな式であり、裝備であり、内容であるものを交通整理をするおまわりさんまでぶら下げておる。今明治に制定されました警察官の服装規程によつてサッペルを下げた人が、銀座なんか歩いていればナンセンスなんです。しかし同じ近代国家にふさわしいおまわりさんの服装として見れば、あの古ぼけたいわゆるピストルをぶら下げておるといふことは、ほんとうはナンセンスでなければならぬ。私はそういう面から考へてみても、ああいうものは廃止すべきではなからうか——もちろん廃止といつても何らかの事態が起つて出勤するやうな場合にはあれを持つこともいいでしょうし、日常の訓練の中にあつてもいいだらうけれども、日常携行としてはいずれは必要でない、かういふふうには考へていいのではないかといふふうには考へるわけですね。

それから今までいろ／＼言われた意見は、ほとんど地方自治に關係のある方々が意見を出しておられました。そしてその方々の最も根本的な問題になりましたのは、自治警察はいのだけれども、財政上の理由によつてやむを得ないのだ、やむを得ないから都道府県にするのだ、あるいは五大都市にするのだ、かういふ意見が大半を占めておるといふふうに思はれるわけですが、しかし財政上の理由といふことが国の警察のあり方にあつても大きく響き過ぎるという点については、これはもう何としても国会の先生方の手によつて打開してもらわなければならぬ点ではないかといふふうには考へるわけでありまして、ことに民主主義の根柢をなすものは、これは何といつても地方自治の確立であります。個人の尊厳といふものは、個人の自覚といふものは、個人の意識といふものが確立されて行つて、初めてりつぱな民主的な国家ができるというところは、これはもうだれの意見も聞いてみてもその通りなのであります。しかしそれがどうかすると大衆に対する意識といふものが、あれは低いのだから、あれらにあまり意見を聞くことはいけないのだとか、あるいはさういふことをしないでいいのだといふやうな傾向になりがちな点について、私は、私何としても是正してもらわなければならぬと思ふ。ことに財政上の問題から、新聞紙上で伝えられるやうに、町村等におけるところの地方自治の警察が、国警にどん／＼かわつて行つておる。そしてかわつて行つた結果は、先ほど前の方が公述されたやうに警察と大衆との間に明らかに大きな壁ができておつて、もう親しめる警察といふものはだん／＼市町村から消えて行つておる。おそらく警察の人は下部に行つてみればおわかりになりますやうに、おまわりさんが来ればお百姓さんは頭に巻いた手ぬぐいをとつて丁寧にあいさつをして行く。これは礼儀として守られておるならいいけれども、いわゆる近寄りたいたいのないし

は非常に敬遠したものとして、こういう形が出ておる実情は、これは何としても地方自治の確立の上からいっても、民主化の問題からいっても、非常に危険な状態ではないかと思う。

それから先ほど能率化の問題、予算の問題がいろいろ論議されておりましたけれども、能率という問題から行けば、今の警察制度の中で科学的な犯罪捜査の方法がどんどん進んで行く、こういう点が能率化なのであつて、機構をいじつて能率化しようなどという、こんなばかげたことをやるのは、日本の古い官僚の頭の中にある機構じりの悪い癖であつて、機構をいくらいじつたつて、官庁機構の中でよくならぬ事例は、吉田内閣が何十回行政機構の改革をやつてみても、依然として判は三十幾つなければ許可がおりないという事態によつて明白なことです。そうではなしにもつと能率を上げるといふことになれば、科学的な捜査とか、そういうものがどんどん進歩して行くことと、もう一つは大衆の自覚した意識と、高揚された道徳というものが、警察にいかにか協力するかと、警察といかに密接に結びついて、こういう不正と闘ふかという民衆の意識が起きない限り能率化などというものは、口で言つても実際上の問題として出て来ない。かように考えるわけですから、ですから機構をいじつて、しかも自分に都合の悪いことは官僚にやらせて行くこの法案は、実際は大衆を意気沮喪させて、地方自治というものを殺してしまふ。そういう結果から、いかに言葉の上で三つの利得があるのだと言つてみても、結果的には大きなマイナスをこの改正の中から生むであらう

ことを私は懸念するわけです。しかもそれ以外に、これに関連してたくさん問題があるわけですが、時間がありませんで申し上げることは差控えます。いずれにいたしましても、今度のこの案は、ここで公述した人たちの大半というか、ほとんどの人が反対をいたしておるのであります。民主的な、しかも権威ある国会では、この点を十分に生かしていただいて、御審議願ふことを最後に申し添えて終りたいと思ひます。

○中井委員長 鶴岡教授は四時半を過ぎないと出席がむずかしいとのことでありました。ただいま自動車を迎えにやつております実情でありますので、この際たいま御出席の御三人に対し質疑がありますならば、これを進めたいと思ひます。質疑の通告がございまして、これを許します。藤田義光君。

○藤田委員 言論界の長老であります阿部真之助先生から傾聴に値する公述がありまして、われ／＼の審議の参考になりまして、これを喜んでおります。そこで私は阿部先生を初め、藤田、横川両公述人に、きわめて率直にお伺いしたいのであります。まず第一に阿部先生にお伺いしたいことは、現在の段階におきましては府県単位の自治警察が適当であらう、市町村に警察を持たせるといふことは一応理想ではあるが、これは空論である、非常に重大な御発言になつております。この法律は直接地方住民の福祉と申しますか、デモクラシーの基盤であります地方自治体の消長に關係する重大な法案でありますために、この際率直な御答弁をお伺いしたいのであります。市町村に自治警察を持たせることは一応理想

ではあるが、空論というその御説明をひとつ、この機会にさせていただきたいと思ひます。

○阿部公述人 この前の住民投票によつて市町村に自治警察を持つた方がよい、持たぬ方がよい、かといふと、もう大部分の人が自治警察を返上したという事実が証明しておることなんです。みなやつておるといふことは事実なんです。日本人というやつは悪い癖がありまして、変に原則論ばかり固執して、民主主義などというものを錦の御旗のようにして、実際はかえつて民主主義のありがたきを殺してしまつて、民主主義に対する失望感を起させるという心配はあるだろうと思ふ。ほんとうに民主主義というものが大切なんだという民主主義のよさというものを現わして来ないで、ただ原則論ばかりを主張して、かえつてそのために民主主義が行われぬやうな、一般民衆は民主主義に失望すると思ふのです。それを私はおそれておるのです。そういう意味で今の限度では、あまり村や町に財政的の負担をかけないようにして、まあ府県単位くらいでもつてしんばうする時期じゃないか、かように考えておるわけなんです。

○藤田委員 大体わかりました。阿部先生の言われるのは、要するに従来民主的な手続を経た住民投票によつて、合法的に廃止しておるのではない、こういう現実からして、空論を述べてもしょうがないじゃないかというお話であります。私のお伺いしたいのは、現在もなお自治警察を堅持いたしております。たとえば山梨県の一年間の予算はわずか五十億以下であります。ところが大阪府は年間予算は、実に五百億であります。財政的に見ましても、人口の配置状況から見ましても、府県という名を冠してはおりませんが、非常に強いものであります。そういうところが、自治体固有の権限として、自治警察を持つた持たぬかといふのが、今回の法案で非常に重大な運命にさらされておるわけでありまして、私のお伺いするのは、そういういわゆる都市の自治警察、こういうものに対する先生のお考えは、いかかであるかということでありまして。

○阿部公述人 私はこの問題について、御承知の通りことさらに公述をしなかつたのであります。というのは、これはいわば手続上の問題で、私にすればそう大きな問題じゃないのです。ほんとうを言つと、どつちでもかまわぬ。だからどうおきめにならうと、私はちつともかまわぬことなんです。そんなことは大体からいへば、小さな問題である、さうに考えております。

○藤田委員 私はこれは評論家と申しますか、言論人の言論の自由を束縛する、言論の自由を束縛する、(笑)われ／＼国会議員は、こういう法律案が出た以上は、白か黒か、はっきり結論を出さなければいかぬ。つきましては、先生のごとき老練なる評論家の意見を聞きたい。非常にこれは各政党で政策の一翼として重大な問題になつておる都市警察の存廃を、手続上の問題で簡単に処理されるところに、私はむしろ憂望を覚えるやうな次第であります。

億であります。財政的に見ましても、人口の配置状況から見ましても、府県という名を冠してはおりませんが、非常に強いものであります。そういうところが、自治体固有の権限として、自治警察を持つた持たぬかといふのが、今回の法案で非常に重大な運命にさらされておるわけでありまして、私のお伺いするのは、そういういわゆる都市の自治警察、こういうものに対する先生のお考えは、いかかであるかということでありまして。

○阿部公述人 私は前に言つた通り、政治家がほんとうに道徳的であり、政治的にものを考えるならば、この原案でもいいだらうと思ひます。だが今のところ不安心なんです。だからもつとその点をはつきりさせたいということになります。

○藤田委員 次に伺ひたいのは、大蔵省大臣の警察法改正の提案理由の説明を讀んでも、何もわからぬという非常に傾聴すべき御発言がございまして。私も自治庁や国家警察の長官が起案しましたものを、大蔵さんが文藝的表現にかえまして、何が何やらわからぬやうにしたのが提案理由の説明であつたと直感しただけに、阿部先生の御発言は非常に御同感であります。あの提案理由の説明を讀むと、非常に粗末で、何も意見は言えないということとを言われましたが、粗末な内容をこの際、二御例示願ふと、非常に審議の参考になると思ひますので、お伺いしたいと思ひます。

○阿部公述人 あの全体がお粗末なんですな。(笑)

○藤田委員 当代第一の評論家の阿部先生の辛辣なる御答弁で、私もあまり質問を続ける余地もございませんで、次に主婦連合会の総務の藤田孝子さんにお伺いしたいのであります。家庭の主婦として、われ／＼が従来等閑

うものに疑問を持たれておるようでございますが、この点に關しまして、こういう意見を聞く、あるいは罷免勧告という制度を存置した方がよろしいか、それともその内容と、深さ、広さによつてはこういうものはなくてもよろしいという意見でございませうかどうですか、お伺いしたい。

○阿部公述人 私は前にも言つた通り、政治家がほんとうに道徳的であり、政治的にものを考えるならば、この原案でもいいだらうと思ひます。だが今のところ不安心なんです。だからもつとその点をはつきりさせたいということになります。

○藤田委員 次に伺ひたいのは、大蔵省大臣の警察法改正の提案理由の説明を讀んでも、何もわからぬという非常に傾聴すべき御発言がございまして。私も自治庁や国家警察の長官が起案しましたものを、大蔵さんが文藝的表現にかえまして、何が何やらわからぬやうにしたのが提案理由の説明であつたと直感しただけに、阿部先生の御発言は非常に御同感であります。あの提案理由の説明を讀むと、非常に粗末で、何も意見は言えないということとを言われましたが、粗末な内容をこの際、二御例示願ふと、非常に審議の参考になると思ひますので、お伺いしたいと思ひます。

○阿部公述人 あの全体がお粗末なんですな。(笑)

○藤田委員 当代第一の評論家の阿部先生の辛辣なる御答弁で、私もあまり質問を続ける余地もございませんで、次に主婦連合会の総務の藤田孝子さんにお伺いしたいのであります。家庭の主婦として、われ／＼が従来等閑

視しがちでありました点について、非常には有意義な公述をされて、たとえ警視庁の予備隊を廃止せよ、あるいは少年の補導は都庁の一般行政でやれ、おもしろい御意見であります。つきましては、この予備隊を廃止して、保安隊との関連の何か御発言があつたのでございますが、いさ少しく予備隊を廃止するその後の措置、あるいは行政、つまり都政に移せ、こういう点に關する理由を、もう少し少しく聞かせ願いたいと思います。

○藤田公述人 お答えいたします。私先ほど申し上げましたのは、実は今度の改正案を表面から拝見いたしました。と、経費の点などがうたわれておりますので、そういう見地からいたしました。私は東京都の場合をいさ少しく勉強させていただいたのでございますけれども、その東京都の場合を伺いますと、これはちよつと話が横道にそれるかも知れませんが、東京都の場合には私はこちらの政府案に対して大いに賛成なのでございます。変態的な三多摩地区を国警にまかしておいて、そうして東京都二十三区、その他三多摩も一体になつて東京都の警察行政を一本化する意味におきまして賛成なんではございまして、いさ少しくその予算措置を伺つてみますと、今度はこの国警の警視正以上の方々、総監を国の方で国家公務員といたしますことによつて、その経費の方は国で負ふことになりまして、その他いさ少しくあの条文を拝見いたしますと、大体十億近い経費を国で負ふということが明示されております。これは数は出ておりませんが、私調べさせてもらつて数字はい

だいたわけでありまして。ところが三多摩の国警を東京地区の方に入れますことによつて、やはり十億の経費が地方の方にかかつて来るのださうでございまして。そういう意味合から、私どもの主婦連合会と申しますのは、家庭経済の暮しをほんとうに楽にする運動をしております見地から、従つてその経済問題に入つたわけでございますが、今日いさ少しく経費が足りない、私どもがいろ／＼な面でもつて要望をいたしまして、教室も足りないとかいふいろ／＼な声のある今日、たとえば警察問題についてここで皆様御審議をそばしつていらつしやるので、一例として私は出したのでございますが、三千の予備隊に約十二億かかるというのですが、私は今度は三多摩の方の国警の方々も東京都の方の地方公務員として一緒に活動することができれば、もつと連繫もとれると思ひますので、この際こゝでもつて一千人減らしていただくことによつて、四億の差が出るということを経費の負担が軽くなるという点を申し上げたわけでございます。

もう一つは青少年の教育でございますが、これはほんとうに母親の間で問題になつておるのでございます。とかく警視庁が青少年の不良防止をいたしますと、犯罪という面をおつむに置きますが、そうして子供の指導をいたしますが、私も母親といたしまして、犯罪という見地からでなくして、ほんとうに教育の善導をするという意味から、教育の一本化をお願いしております次第でございます。関連いたしますので、警視庁の方のいろ／＼の予算、経費を拝見いたしますと、青少年の教育費が多分に盛られております。多分と

申しまして数字から言つて大したことはございせんが、しかしその大したことの数字のその経費を教育長の方に一本化することによりまして、ほんとうに青少年を善導する見地から、また青少年を犯罪という面から離して教育できるという見地から、私は先ほど青少年の教育について発言させていただいたわけでございます。

○藤田委員 藤田さんの御意見は、一々もつともございまして、三多摩地区を現在の警視庁の管内に合併する、あるいは現在の警視庁の少年課の予算と仕事を都庁方面に移すという有力な御意見でございます。

次に伺ひたいのは、この警察最高幹部の任免の問題、人事の問題でございます。御存じのごとく東京は約七百五十万、全国人口の約一割を擁しております。しかも阿部先生のごときうるさ型がたゞさん東京に集中いたしております。こういう政治、経済、教育、文化の中心地の東京からも、あるいは宮崎県その他の小県からも、同様な手続を経て、都道府県公安委員というものは選ばれるのであります。全国の一割の人口を擁する大東京から選ばれる公安委員は、今回の政府の改正案によれば、警視総監の任免に對しましてはまったくつんばさじきであります。一般の都道府県の権限すら与えられておらぬ。これは大東京市民を愚弄するものではないかという意見も、あるやに拝聴いたしております。

〔委員長退席、加藤（精）委員長代り理席〕
それで藤田さんにお伺ひいたしたいのは、どういふふうな東京都公安委員の人事を、警視総監の人事に反映させられようとするのか、いさ少しく具体的に示し願ひたいと思ひます。

○藤田公述人 私は家庭の主婦でございまして、一言前に申し上げておきます。私は現状の公安委員会の方に賛成するものでございまして、なげなれば、現状の公安委員会は、私どもも選びました都知事が、都議会の議決を経まして公安委員を選出したす。従いまして間接的ではございまして、私どもの選んだ公安委員でございまして、そういう見地から、私は現状の通りの形態を願ふものでございまして。

○藤田委員 よくわかりました。次に横川さんに、一言非常に抽象的な質問になりまして恐縮であります。お伺ひしておきます。先ほどの御証言われわれ御聴する点が多いのであります。その中で、どうも国会は高級官僚の立案したものを審議しておるといふうな御意見があつたのでございまして、議員立法の道が開かれておるといふ議員各自は法案提出の権限を持つておるのであります。おそらく横川さんの供述は、今回の警察法のことを言つておられると思ひます。御参考にお私に質問にかえて申し上げます。が、今回のこの案は、あなたのおうしろに国家警察長官もつわつておられますが、これは自由党の行政改革委員長増田甲子七さんという方が、数年前に新藤国警長官を、自分は吉田内閣の官房長官としてやめさせようとしたことがあります。当時の新聞が盛んに報道しましたように、現行警察法が不偏不党、それこそ今度の警察法第二条のような精神を堅持したために、官房長官の権勢をもつてしてもどうにもならなかつた。こういう生々しい思ひ出をお

れわれは持つておる際におきまして、今回の改正案は、増田さんが苦杯をなめた数年の思い出を、この法案でかたきをとつたのだと思ふ。これは増田さんが委員長でつづつたのです。私はタベ日本テレビのテレビ放送に出たのであります。が、国警の幹部諸公は自由党の行革委員会に強姦された、これは表現が非常にまずいのであります。が、そういう極端な表現を使つたのであります。が、真相は決して国家警察本部の最高幹部が、自発的に立案したものでなくして、警察法という不偏不党の法律の立案にあたつて、もうすでに政党内閣の力が強く反映して、こういうことを御承知願ひたいと思ひます。が、何かその点に關連いたしまして、あなたが感じられました。……（発言する者あり）ここに副委員長が今不規則の発言をして反駁いたしておりますが、非常に痛いとこを私は持つておるのです。それで横川さんがこの問題に關連して何かお気づきになつた点があれば、具体的に示し願つて、われわれの参考にお供したい、かように考えます。

○横川公述人 出て来た法案のつくりが、私どもが考へておつたことが適中したと思つたわけですが、それは現在の自由党の議員の方々の中に、やはり日本の古い官僚を、代表する人たちが入つておるといふことなんです。これは、各官庁、どこの官庁を見てもわかりまして、それから私どもの官公労という組織は、これは非常にさういふ臭みがある組織でありまして、この中には司法も入つておられますし、税関も入つておるといふふうな、もういわゆる官庁職員全部が組織の中に入つておるわけ

であります。しかし組合あるいは団体
を組織しておる者の感じとして、第一
にやはり官庁の民主化という問題は、
組合の手でもつてやつて行きたい、か
ように考えております。その中で一番
問題になりますのは、この組織機構の
中で、たとえば東大何期卒業生という
と、これは大蔵省にも通産省にも、電
通省にも郵政省にも、全部根が張つて
あるわけですから、そういうあれから行く
と、もう実に意識の統一というこ
は、何期生ということではかられてお
る。こういうことが現在の官庁組織の
中にある一つの大きな、いい面でもあ
るし、悪い面でもあつて、これは人事
院ができて、そういう面を幾らかでも
是正しようとしたことは、御案内の通
りであります。しかしその人事院も今
度は大体つぶれそうなんです。しかし
新しいそういうものがどん／＼つぶさ
れて行つて、古い機構をそのまま存続
して行つて、ないしは自分の後継者を
やはり種にして置いておこう、あるい
は国会の官僚の方々の中でも、自分の
出身の官庁には発言権を持ちたいか
ら、なるべく十分に該当するような末
期の卒業生をできるだけ高い地位に持
つて行こう、こういう努力が裏面で行
われておことは、これははつきりいた
しておるわけでありまして、ですから今
御指摘になられたように、実はもう民
主主義に一度なれた人は、あるいはそ
ういう政策を非常にいいものだと考え
た人は、これには確かに賛成する。だ
から今地方の警察の方々はおそろしく
ういう意味で賛成しておると思ひます
が、そういうものに反撥して意見を出
しておるものが、すなわち古い官僚とし
て今国会議員になつておられる方々、

かように私どもは考えるのでありま
す。

ないから、入つておらないということ
で、その組織のつくれない警察官の方
方の給与関係あるいは厚生福利関係、
そういう問題をおもひがかわつてや
つて行くという点、ことに自治団
体の警察官の方々は、非常な熱意を
持つてやつております。ことに東京の
警視庁の職員の場合には、東京都の職
員で組織されている都労連その他の人
たちが、期末手当にいたしまして、も
年末手当にいたしまして、その他の
ベース一般の問題について、ほとんど
同じような形でこれらを獲得し、そう
いつた面の維持向上を行つていとい
うことが言えると思ひます。しかし官
公労という全国組織の形の中でこれ
をやつていけるかというところは、私
どもの闘争それ自体で獲得するものが、
ほとんど警察官の方々の給与の改善に
なつて行つておりますので、結果的に
はそういう点で私どもの要求してお
ることが、警察官の給与の面に十分貢
献している、かように考えております。

たまた／＼三万人の整理の問題が出て参
つたわけでありまして、これについ
て、私どもの方では対策としては立て
ておりません。しかし残念なことに、思
想あるいは良識ないしは社会的に貢献
する度合いにおいて、最も大きな影響
を持つ警察官が、現在実態はどうか
という点、そのうちの何パーセントか
は常に欠員であるということなんです。
実際上出て来ております数字の中から見
て、一年ないし一年半ぐらいの勤務者
がほかに転職して行く、常にこういう
事実があるわけでありまして、すなわち
いわば現在の警察官として奉職しては
見るけれども、その中に自分を生かし
て行くところの困難さを感じてやめて

○藤田委員

これは少し本日の横川さ
んの公述にあるいは適切でないかもし
れませんが、お伺ひいたしておきま
す。それは今回の警察法改正案の中に
重要な一点として、大体三万人の警察
官の整理という問題が出ております。
これは経費の節約という問題が中心の
目標で、この計画が出ておるのであり
ます。御存じのように、現在よりも四
割五分も領土が広がった敗戦前の日本
においても、警察官が約七万、現在の
半分強であります。それによつて一
応治安は維持されておつたのでありま
す。今回十二万以上の警察官をとりあ
えず三万減らすという計画が具体化し
ておるのであります。官公労の議長と
してお伺ひしたいのであります。警
察官も同じ公務員として、その職によ
つて生活をまかなつておる。失業とい
う重大な問題に、この警察法と関連し
て当面しておるのであります。あなた
方はかの官庁、公庁におきましては、
緊密な横の連絡をとりまして、首切りの
問題に對しまして、いろいろ研究され、
具体的に行動されておるのであります
が、今回の三万の警察官の処遇に對し
まして、何か官公労として対策を立て
ておられますか、どうですか。もちろ
んあなたの方の組織の中に警察官は入つ
ておりませんが、同じ公務員の立場か
ら、何らか今回のドラステックな警
察法の改正にあたり、順次減員されて
行く三万名の失業問題その他に關しま
して研究されておられますかどうす
か、この機会にお聞かせ願ひたいと思
ひます。

きょうは公述人としておいで願つた
ので、別に／＼を言うつもりはござ
いません。この法案についてはいか悪
いかという御意見を承ろうと思つてい
たのですが、委員会の委員のたれが賛
成とか賛成でないとか、議論にわた
りましたら、もう收拾がつかぬようにな
ろうと思つたのです。先ほどそういうこ
とにお触れになりましたが、ちよつと
耳にさわりますから、お取消し願つて
おけばよいと思ひますが、いかがな
ものでございましょうか。

○北山委員 私、阿部先生に一つお
聞きをしたいと思ひます。先生は、今
度の警察法の改正案については、相当
御不満なようではございしますが、しか
し、市町村のいわゆる自治体警察とい
うものは、理想ではあるが空論だ、そ
の証拠には、次々と町村がみずからの
手で自治体警察を放棄して行つたんじ
やないか、こういうお話で、大体府県
単位ぐらいの警察がいいんじゃないか
という御説であつたようであります。
そこでお伺ひしたい。警察権というも
のを地方分権にして、その権力を分散
さして行くということが民主主義の原

則ではございしますが、これはいろいろ
な意味があるんじゃないか。その一つ
は、これは学説で見たというわけでは
ございせんが、やはり国家権力とい
うものの持つておる暴力性というもの
は、民衆の暴力と比べて決してそれに
劣るものではない、むしろそれよりも
偉大なる破壊性を持つたものだ、こと
に戦争やあるいは警察権の濫用、特
高であるとか憲兵であるとか、そうい
うものによつてこの国家権力の持つて
おる暴力は、歴史的に見て相当悪いこ
とを人類に対してやつておるわけなん
です。その極端なものは原子爆弾のよ
うなものだ、私はかように考えるので
す。従つて合法性、非合法性は別とい
はしまして、その国家権力の一部とな
つて、手段となつて使われる警察権と
いうものはそれはどこいひものでござ
いますから、そこでやはりこれが集中
的に使われるということは、どうい
ふうな政治権力がやりましても危険で
ある。だからして、これは極力分散し
ておかねばならぬのだというよう
な趣旨が根本にあつて、それが民主主
義の非常によいところ、長い間の経験
によつてかち得たいわば人間の賢い知
恵である、かように私は考えておるわ
けなんです。従つて先生がおつしやつ
た、市町村の自治体警察というものは
理想であるが、まあ今の段階では空論
であるから、それは無理やりに守ら
なければならぬというほどの熱意をお
持ちにならないという点については、
若干意見が違ふのです。今申し上げた
ような趣旨からすれば、これは理想と
しても、できればそれを実現しなければ
ならないほど価値のあるものじやな
いか、こう考えるのですが、先生はい

○横川公述人

組織の中に入つておら

きょうは公述人としておいで願つた
ので、別に／＼を言うつもりはござ
いません。この法案についてはいか悪
いかという御意見を承ろうと思つてい
たのですが、委員会の委員のたれが賛
成とか賛成でないとか、議論にわた
りましたら、もう收拾がつかぬようにな
ろうと思つたのです。先ほどそういうこ
とにお触れになりましたが、ちよつと
耳にさわりますから、お取消し願つて
おけばよいと思ひますが、いかがな
ものでございましょうか。

○横川公述人 私の公述で、先生方の
心証を告げた点があれば、お取消し願
つてけつこうであります。

○北山委員 私は、阿部先生に一つお
聞きをしたいと思ひます。先生は、今
度の警察法の改正案については、相当
御不満なようではございしますが、しか
し、市町村のいわゆる自治体警察とい
うものは、理想ではあるが空論だ、そ
の証拠には、次々と町村がみずからの
手で自治体警察を放棄して行つたんじ
やないか、こういうお話で、大体府県
単位ぐらいの警察がいいんじゃないか
という御説であつたようであります。
そこでお伺ひしたい。警察権というも
のを地方分権にして、その権力を分散
さして行くということが民主主義の原

かが考えましようか。

○阿部公述人 私は、国家権力がそんなに悪いとは思わない、悪用されたときにこわいだけの話で、もし権力のない国家があつたらどこやらの戦力のない軍隊のようなもので、国の統制も何もなくなつてしまふ。そういう意味で、あまりに国家の権力を分散させて無力にしてしまふという点は、あなたと考へが違ふ。しかし国家の権力が非常に強いものだから、これを悪用したり、濫用したりしないように、特に注意をするといふことは、あなたと私とはおそろく一致できると思ふのです。しかし分散してしまつて、国の権力は、ことに原子爆弾と同じようなものだから、こんなものはなくしてしまへといふような考へ方については、あなたと私と一致することはできない、かように考へております。

○中井(徳)委員 阿部さんにお尋ねしたいのでありますが、先ほどあまり小さい自治体警察をやるとぐあいが悪い、それは空論のようなものだという質問をした張本人は私であります。私も大体阿部さんの意見がよくわかるのですが、質問をいたしました気持をもう一度申し上げて、誤解のないようにしたいと思ひます。非常にまわりくどいようであります。私は今の警察法の改正は、占領政策の行き過ぎの是正であるといふことになつておりますけれども、占領政策の中で、いろいろな改革がありましてけれども、警察制度だけは実は中途半端な改革であつたといふふうな考へ方を持つてゐるのであります。行き過ぎじゃなくて、ある意味では行き足らなかつた。それを徹底的にやつて、そうして今判断をするの

でありましたら、まあそういう御意見も出て来るのでありましようけれども、私どもは貧弱な町村だけで警察を持てなどという考へておられますが、たとえば市単位とか郡単位とかいう程度のものにして、一度ききいにして、そうして欠陥があれば直すべきである。そういう意味で、実はこの警察制度は占領政策のできそこないといふふうな考へ方を持つておつたものから、そのようなことを私は先ほどの公述人にお尋ねをしたわけでありまして、そのことは、現状をどうするかというとは落んだことでもあります。落んだことではありまだけれども、そういう気持がわれ／＼の心の中にあるのです。従つてそういう形で、もしできておりましたならば、おそろくその国家的連合体その他ができておつたであろう。アメリカの今の制度のようなものができておつたであろうと思ひます。そういう点からお尋ねいたしましたわけでありまして、私の言葉が足らなくて申訳ないのですが、そういう意味で意見だけ申し上げておきます。

○加藤(精)委員長代理 公述人をお願ひいたしました。お尋ねの趣意が到着されましたので、ただちに公述をお願いすることにいたしました。存じます。鶴岡信成君。

○鶴岡公述人 たいへんおそくなりまして申訳ありません。私の意見を簡単に申し上げさせていただきます。

私はこの警察法案の原案に反対でございます。その理由はいろいろございまして、一番根本問題は、この法案が戦後の警察制度改革によつて樹立いたしました基本原則というものを、ほと

んど完全に破壊してしまふことになつてゐる。そうして戦前の警察、あるいは考へようによりますと、戦前以上に権力的な警察制度をつくらうとするものであるといふふうに思われるからであります。戦後の改革の問題点あるいは基本原則と申しますものは、幾つかあると思ひますが、私はそのうちの一番重要なものとして二つをあげることでございと思います。

一つは公安委員会制度というものを採用したいといふことでございまして、もう一つは警察の地方分権を実現したといふことでございまして、公安委員会制度といふものは、戦後の日本に広く採用されました行政委員会制度、すなわち行政機構というものを民主的な形にする、すなわち政府の手にあらゆる権限が集中してゐるという形から、政府から多かれ少なかれ独立したしつた機関に権限を与えるという形、そしてその機関というものは普通の政府機関におけるような独立した機関ではなくて、合議制の機関であるといふこと、そしてその合議制の機関の構成員が、いわゆる職業的な公務員ではなくして、行政のしろうとあるいは行政の對象になつてゐる一般の国民である、こ

ういう意味での行政委員会制度を採用することが、日本の行政機構の民主化にたいへん役に立つといふ考へ方から、これをいろいろ場合によって採用したましたが、特に警察という、国民にとつてたいへん重要な関係のある、国家の権力的な機構の中に、こいう行政委員会制度を公安委員会という形で採用したものと考へます。

〔加藤(精)委員長代理退席、委員長着席〕

もう一つは、警察における地方分権でありまして、警察に関する権限を国の中央政府に集中するといふことを避けて、これを地方に分権するといふ方法であります。この地方分権といふことが必ずしもただちに民主主義を意味するものではないといふことについては、これは総司令部の報告の中に論じてありますが、私もこれには同感でありまして、民主主義であるから即ち地方分権でなければならぬといふことはなかつたと思ひます。しかしながら、具体的問題として、日本の過去における中央集権的な制度の持つておりました弊害といふものを改めるという意味では、今日の日本において

現在地方分権が持つてゐる意味といふものは無視できないのでありまして、この地方分権の権限というものを捨て去るには、それだけの前提が確立していなければならぬ。私はその前提はまだ日本では確立してゐないと思ひます。その意味で警察における地方分権の権限を軽々に捨てることには賛成できないわけでございます。

以上のような一般的な観点に立ちまして、目下審議中の警察法案の持つてゐる問題を二三申し上げてみたいと思ふのでありますが、その第一は、国家公安委員会の委員長は國務大臣をもつてこれに充てるといふ第六条第一項の規定でございます。これはいろいろの理由があげられてゐるようでありまして、私は委員会制度には根本的に反するものではないかと思ひます。委員会制度の特色は先ほど申し上げましたようにいろいろございまして、その特色を生かすためには、行政委員会の委員というものは、身分上の保障がある

のでありまして、これは現在の公安委員についても同じことであります。すなわち第九条第五項に「委員は、その意に反して罷免されることがない」といふふうに身分上の保障を与えております。これは裁判所の裁判官と同じではないにしても、それに近い身分上の保障を与えるといふことが、行政委員会といふものを設けた趣旨に適するからでございます。こいう方法は委員会制度一般に行われてゐる方法でございます。ところがもしもその委員会の委員長を國務大臣にいたしますと、その國務大臣については、こいうな身分上の保障はないことになるわけでありまして、しかもその委員長といふものは、委員会の会議においてはたいへん重要な地位を占めております。第十一条の規定によりますと、委員長が出席しなければ会議は開けない。ほかの委員は五人の委員のうち三人以上出席しておれば会議を開くことができますが、委員長だけは必ずいる必要がある。もつとも故障がございまして、委員長の代理を置くことができますが、實際の場合には、まず委員長といふものが非常な重要な役割を占めてゐるといふことを前提にして、こいう制度ができてゐると思ひます。その委員長が、普通の行政委員会の委員とは違つて、國務大臣として内閣とその進退をともにする、あるいは内閣総理大臣が自由に罷免することのできるようなこ

ういふ地位にあるといふことは、これは委員会制度をこわしてしまふことになるのではないか。名前は公安委員会といふ名前が残つておりますが、後にいろいろ申し上げるうちに、権限の点についても、問題がございまして、公

選の点で委員会制度のご本質を害することになるのではないか、これが第一点でございます。

それから第二点は第六章に規定してございまして緊急事態の規定でございますが、緊急事態の規定というものは現在の警察法でも国家非常事態の規定があるわけでございまして、これはそう大きな違いはないように見えますが、しかし私は必ずしもそうではないと思ひます。たとえば従来の警察法によりましてと国家非常事態の布告を發した場合に、これを發した日から二十日以内に国会に付議して承認を求めなければならぬわけでありまして、現在の警察法ではもしも衆議院が解散されておりましたと、これは参議院の緊急集会で承認を求めることになっております。国家非常事態というふうなたいへんに強い権限を政府に与えた場合に、これができるだけ早く国会によつて承認されるというところは、事理の当然だと私は思ふのでありますが、今度の改正法案ではこれを参議院の緊急集会にかけませんで、それ以後の最初の国会において承認を求める、こういうことになっておりました、その意味もその最初の国会というのがいつ開かれるか、緊急事態の布告を發した日からどれくらい先のことになるかということが予想がつかないのであります。そういったことと、その間かんじんの国民の代表機關である国会というものは、これについて何らの審議もすることができないというところであります、これはやはり全体として今度の法案の持つておられる、単に国の中央に権限を集中するだけでなくして、中央の内閣に権限を集中するという考え方が、たま／＼こ

ういふところにも現われているのではないか、その意味で今度の改正案全体の性質を示している一例ではないかと、いふうに考えるわけでございまして。同時にこの緊急事態の規定の中では、緊急事態の布告が發せられますと、内閣総理大臣が警察を統制するわけでありまして、これは現在でもその通りであります、しかしここに新しい第七十一條の後段の規定が入りまして、内閣総理大臣は警察庁長官を直接に指揮監督することができるといふ規定が入つております。これは直接にといふことは、国家公安委員会を経ないでといふ意味であると思ひますが、このことは先ほど申した國家公安委員会といふものの重要性を無視しておる。すなわち上に申しましたような二つの緊急事態に関する規定から見まして、内閣総理大臣の手にあまりに多くの権限を集中して、國家公安委員会なり、国会なり、そういう國民を代表するやうな民主的な機構を、無視するやうな意味があるのではないかと、いふうに憂えるわけであります、この点一つの問題と存じます。

第三点は、自治体警察といふものが全廢されたことでありまして、これもしば／＼いふ／＼なところで論ぜられておりましたが、都道府県警察といふものが残つておりますけれども、これは自治体警察ではないように思われまして、一番大事な警視總監は内閣総理大臣が任免をする。それから都道府県の警察本部長あるいは方面本部長といふものは警察庁長官が任免をする。その場合に都道府県の公安委員会については、何らの相談もしないで、わずかに國家公安委員会の意見を聞くだけで任

免をするといふことは、一番根本の人事を中央で、特に内閣総理大臣が握るといふことを意味しているわけであり、また、さらに都道府県の警察の職員といふものが警察官といふものになるわけでありまして、警察官といふものがどういふ性質を持つてゐるか、はなはだ不明確だと思ひます。警視正以上は國家公務員になるといふことが明記してありますが、警視正よりも下のつまり警視以下は警察官といふものは一体どういふ性質を持つてゐるか、これはたいへん不明確でありまして、現在の警察法では都道府県の警察官といふものは、國家地方警察の警察官でありまして、そういう性質を持つてゐるやうになるのかどうか、いづれにしても都道府県警察といふものには、自治体警察たる實質はほとんどないといふことはおそろしく明確ではないかと思ひます。都道府県自治体警察といふ文字は法案は注意深く避けておりましたが、そういう實質はおそろしくないといふことを認めておられるのかと思ひます。ただ人事が中央に集中され

ないといふことが持つておられる利点があるといふことは、これはあるいは言ひ過ぎかとも思ひます。中央で広く國內を見渡して適材を適所に配置するといふことは、これはごく抽象的に言へば、人事行政の一つの方法であるかと思ひますが、しかしこれは悪用される危険が当然にあるわけでありまして、かりに現在のこの法律を執行する責任者は悪用されることはないといふうに保障されましても、將來どういふうに悪用されるかわからない。そういういたしますと、中央で人事権をまとめて握つてゐるといふことが、たいへ

んな大きな意味を持つてゐるのじやないか、かように考えます。

私の結論をいたしましては、今度の警察法改正案が終戦直後の警察制度の改正の二つの原則、すなわち一方においては自治体警察を持つてゐる原則、一方においては公安委員会制度を置くといふ原則、この二つのどちらにもなるほどいふ／＼幣害、欠点等が見えておりましたが、しかし単にそれを修正するといふだけではなくして、根本的に廢棄するといふことはちよつと賛成しがたいのであります。アメリカの警察制度の研究家であるブルース・スミスという学者が公安委員会制度といふものは、ちよつと軍隊における文官優越の原則と同じ意味を持つてゐるといふことを申しておりましたが、私は同感でありまして、専門家によつて行われる権力的な行政の中に、こういう一つのこれをチェックする機關が入るといふことが、その権力的な行政の國民に向つての権力行使をより國民の幸福を考えたものにする、そういう保障の意味を營んでおるといふことを考えますと、能率の原則等に基づいて制度を改正される場合に、このもう一つの原則をもう少しお考えいただいた方がよいのではないかと、かように考える次第でございます。

○北山委員

先ほどの阿部先生に対する質問その他いろいろお聞きをしたいといふので、またほかの質問者もあるでしようから、ひとつ私は非常に結論的に公述人の皆さんに、あるいは意見のある方だけにお伺いをしておきたいのです。今度の警察法がそのまゝ國

会を通過して、そういう新しい制度になつたとかかりにいたしまして、現在の國內あるいは國際的な政治情勢、經濟情勢のもとで、一体どういふふうな事態になつて行くのであるか、この警察法がどういふふうに使われて、どういふ影響を國民生活に及ぼすものであるかといふ予想を、どういふふうにお考えになつてゐるか、これをお漏らしをお願いしたいと思ひます。私がこれをお伺いするのは、先ほど皆さんの中で戦前の警察國家のような事態になるおそれがあるといふお話がありました。またわれ／＼も戦前のあの軍國主義的な警察國家の恐るべき姿といふものを覚えておるわけですから、ことに昭和の利めごろ、時の政友会の内閣、民政黨の内閣といふ政友黨はなやかなりしころに、この保守政友黨が内部的には非常に腐敗をして、そして當時の財閥と手を組み、官僚と結んで、一般の國民大衆を圧迫した、國民の不滿を警察權力なり、憲兵なりといふもので押えつけた。一方では現在出ておるやうな汚職あるいは疑獄が、やはりあの當時の政友黨政治に続出をしたわけでありまして、その状況を考へてみて、國民は政友黨治といふものに信頼を失つてしまつた。そして例の五・一五事件によつて、今度法務大臣として警察法の担当大臣である大饗さんのお父さんの、大養首相の暗殺によつて、政友黨政治が終りを告げた。そしてあとは軍人ファシズムの道を日本が進んで行つたといふやうななま／＼しい過去の記憶があるわけなのです。従つて私どもは現在と多少似ておる点があるのではないかと、思ひますので、この過去に復元するやうな警察法が実施されますと、現在

の情勢においてどういふふうになつて行くかといふことを非常におそれるものでございますが、皆さん方のこれに対する見通しなり御意見を承りたいと思ひます。

○阿部公使 私は別に代表するわけではないのであります。私だけの意見を申し上げます。戦争前のファシズムが起つたところに逆行するのではないかと議論を最近盛んに聞くのです。しかし私は、先ほど横川さんがつしやつた通り、日本はそのことによつてえらい教訓を得て、えらい経験を經て来ておる。だからもし政治家に良識があるならば、再びそんなばかげたところに逆もどりしないだらうと思ひます。しかし、とにかく民衆はえらい経験を經て来ておるから、ともするとそういうふうなことを気にし過ぎるくらいまで心配しておる。しかし私はこの心配はばかにしてはならぬと思ふ。だからこういう案をこしらへる場合に、そういうおそれがないように努めて注意される必要があるだらう。それが政治だらうと思ふ。そこで実際の政治の運用を、そういう危懼がないように、また実際に合うようにするためには、できるだけそういう危懼のある部分だけはこの際取去つて、しかも、われ／＼今の日本の社会情勢を見てみると、そんなに野放しに安心することではできないのだから、実情に即するだけのそういう準備はなさるべきものだらうと思ひます。そういう意味で、私は今日の公述された皆さんの御意見というものは、十分尊重されることを望むわけでありませう。

○鈴木(幹)委員 鶴銅先生に私一、二点お伺いをいたしたいと思ひます。私

も政府の原案に全面的に賛成のものでもございませぬ、同時にまた現行法についてのもそのまゝ全部が正しいと思へておるものでもないものであります。ただいまお話のありました中で、一つの問題は公安委員会の問題でございませう。先生の御意見は、國務大臣を委員長にするということについて、公安委員会というものの機能が破壊をされる、こういうふうなふうな承つたのであります。私も公安委員会というものが、政治からの中立を守るといふ警察民主化の一つの重要な委員会であると了解しておるわけなのであります。ただ問題は、現行法におきまして、公安委員会の委員の選任を總理大臣がいたし、そしてこれに国会が承認を与えるのであります。しかしながら國家地方警察の運営その他については、内閣はこれに対して關係をし得ない建前になつておる。政府は、現行の憲法の建前から申しますと、内閣責任制をとつておられます。内政について外交について全責任を持つべきものであると考へるのであります。しかしながら、國家の治安という大きな問題につきまして、現在の國家公安委員制度のもとにおける政府の発言力というものは、公安委員の選任と罷免についてだけ——罷免については一定の条件がございませう——果すものであるが、その遂行途上においては、内閣責任制の建前から申しますと治安の責任というものをどうして果すか。この疑問を法理的に考へまして、一体現行法の建前からあるいはまた改正法の建前から申しますと、どういふ解釈をするのが妥当であるか。私はその意味から申しますと、政府の原案の公安委員に國務大臣を加

える——國務大臣を委員長に置くか置かないかといふことは別問題として、加へるといふことは、その意味から申しますれば、内閣責任制の一端をそこにおいて果さんとするものが政府の意図ではないかと、きわめて私は善意に解釈しておるわけでありませうが、これを法理的に先生の御見解をひとつ承りたい。これが第一点であります。

○鶴銅公使 ただいまの行政委員会というものが、行政の全責任を負う機關との關係で、どういふ地位を持つかといふことは、たいへんむづかしい問題だと存じます。しかしこれは建前から申しますと、行政委員会というものが行政の内容については全責任を与へてしまつて、先ほどちよつとお話がありました、わずかに人事もしくは予算等について政府が責任を負う、これで法案に示されておるいわゆる所轄のものと置くといふ趣旨が表れておるわけでありませうが、そういうことが一体許されるかどうかといふことは、確かに大きな問題だと思ひます。しかし現在の戦後の建前は、それが憲法上許されるという建前から出て来ておるわけでありませう。法理的には、私は現にそれは許されるということを確認して置いておるのだと思ひます。ただ、法理的には許されるが、實際問題として行政内容について何ら関知できないものが責任だけを負うのはおかしい、こういう問題は確かに残ると思ふのであります。しかしそれは、むしろそういう全責任を委員会に与えておいて、しかも責任を負うといふその制度そのものの持つてゐる妙味といふものがあるのだと思ふので、その妙味がいかにか大切であるかといふことは、今度の改正

案にある國務大臣が委員長として入つた場合には、その國務大臣は私は次の二つのジレンマに陥るのではないかと。すなわち、一方でもしも内閣の考へてゐる通りに公安委員会を動かそうとすれば、また動かさざるを得ない立場におそらくあると思ふのであります。そうしますと、合議制の機關を持つといふことは、ほとんど意味をなさないわけでありませう。それから逆に合議制の機關としての意味を大きく尊重しようと思ふならば、その委員長が内閣の一員としてたいへん困つた立場に立つたのではないかと。そういう立場に立つたといふこと自体が、今のような解決の方法はおかしいので、内閣がほんとうに責任を負つて全部やつてしまふか、もしくは委員会に一任をしておくかといふ今の制度を認めるか、どちらかでなければならぬ。そういう意味でそのどちらがよいのかといふことについては、多少政策上の問題があると思ひます。私は法理的には委員会にまかせるという方法が妥当であるし、正しいし、それを中途半ばに解決しようとする法案のやり方は賛成できない、かように考へております。

○鈴木(幹)委員 ただいまの鶴銅先生の御意見によりますと、大体委員会というものが全責任を持つて、内閣はこれに内閣の当然の持つておられます責任を移管しておけばよろしい、こういう御意見のように承りますが、これは今の日本の憲法なりあるいは国会法の建前から申しまして、公安委員会が國會にも責任を持つべき性質のものであるといふ私は思ふ。そういう事柄がはた建前から申しまして、妥当であるかどうかといふことは政治的に大きな問題ではないかと思ひますが、重ねてその点先生の御意見をもう一べん承りたいと思ひます。

○鶴銅公使 内閣が全責任を負うといふ制度のもとで、ああいう内閣から多かれ少かれ独立した委員会を認めることが法理上違憲であるか、違法であるかといふ問題と、妥当であるかどうかといふ問題の二つあると思ふのであります。第一の違憲であるかといふ問題についてはああいう制度ができた当初から議論がございまして、これは違憲ではないかといふことに大体おちついてゐるものと思ひます。おちついてゐればこそ現在そういう制度があるのだと思ひます。

そこで政策論として妥当であるかどうかといふ御質問であります。私の考へてゐるところでは、これはそれでよいのではないかと。つまり國會が立法されるわけでございますから違憲でない限りどういふ立法をしてもいいわけですが、その國會が立法された中に、内閣は議院内閣制として國會の上になり立つてゐる、しかし同時に特定の行政については、内閣からは多かれ少かれ独立をした特定の機關を設けてそれに全責任を負わせる、その人事については國會も関与する、こういうことで國會がその政策をおとりになれば、これは責任のとり方としては一つのとり方である。必ずしも内閣だけが全責任を負うような制度にしなければならぬものであるといふようには考へないわけでありませう。

○鶴銅委員 関連ですが、ただいまの鶴銅先生の御意見を拝聴いたしました。実は私も現在の警察制度は違憲

ではないかという若干の疑いを持つて
いるわけでございます。ちよいどいい
機会でありまして、この疑いをひと
つ解いていただきたいと思ひます。違
憲でないというところに大体おちつい
ておるといふ御意見でございますが、
私どもどうも學問がございません
のでよくわからないのであります。い
かなる理由によつて違憲でないかとい
ふことについてお教を賜りたいと思
ひます。

○鶴岡公述人 私の方からむしろ何を
根據にして違憲とおつしやるのか、そ
の根據を伺いたいわけでありまして、
それによつていろいろ……。

○藤屋委員 無學のものが言うことで
ありますので御容赦願ひたいと思ひま
す。私は先生の前で申し上げるのもい
かがかと思ひますけれども、行政権は
内閣に帰属するということは憲法に規
定してある。またすべて行政上の責
任は国会に對しては内閣が負うとい
うことになつておるわけでありま
す。現行制度がはたしてこの憲法上の
要請にこたえておるかどうかというこ
とについて、非常な疑いを持つておる
のであります。その点につきましてお
教をいただきたいと思ひます。

○鶴岡公述人 ただいまの点は国会で
もたび／＼御審議になりました点であ
ります。その当時の——これは人事
院がございまして、人事院の總裁の淺井さ
んがそのことを書いておられます。今
おつしやいました「行政権は、内閣に
属する」という規定は、これはそうい
う解釈がはたして解釈の方法として妥
当であるかどうか若干疑問はありま
すが、司法権及び立法権すなわち国会

と裁判所の権限と違ひまして、あの条
文だけは「のみ」という字がないわけ
であります。司法権はすべて裁判所に
属する、国会は唯一の立法機關であ
る、しかし行政に關しては内閣が唯一
ではない。これは何と申しますか、そ
ういふ解釈はちよつと条文解釈、条文
にこたわり過ぎる必ずしも妥當ではな
いと思ひます。ところが、そういう
ふうな説明が普通にされております。
しかしかりにそれにこたわらないに
しても、私は憲法のこの國家の權力の三
權分立の建前から言つて、行政権につ
いては、国会が最高の立法者として、
内閣以外に特定の限られた行政たとい
は警察というふうなものについて、内
閣から完全に獨立ではない、すなわち
人事、予算等についてその所轄のもの
には立つけれども、しかし行政の内容
については自由を与えられておるそ
ういふ機關を、国会が法律によつて設
けられて必ずしも違憲ではない、そ
ういふ意見でございます。

○鈴木(幹)委員 先ほどの続きになり
ますが、妥當なりやいなやという問題に
つきまして重ねて伺ひたいと思ひま
す。警察だけが担当するというのは、おそ
らく私は最後の場面であらうと思ひま
す。発生をいたし、事件が発生をいたし
ましてから警察が担当するといふこ
とになるのでございます。治安といふ
ものを広く解釈いたしますならばこれ
は政策の問題であり、經濟の問題であ
り、國民生活の問題であり、國家財政
の問題である、非常に広くならなけれ
ばならないと思ひます。その警察の事
項が、公安委員会という政府から獨立
の権限を委任され、もしくは国会によ

つて法律により付与された機關によつ
て内閣はこれの内容には関知しない、
こういうような制度にしておきたい
ことが、はたして妥當であるかどうか
というところは、私は多大の疑問を持つ
ておるのであります。従つてこれは内
閣責任制の建前から申しまして、現
行法における公安委員会の制度とい
うものは——公安委員会制度そのもの
は私は賛成であります。賛成でありま
すが、このまま放置しておくというこ
とはどうであらうか、この問題につ
いては重ねて一度、御見解を承りたい
のであります。

○鶴岡公述人 私も実際に内閣がいろ
いろな場合にお困りになることが、あ
るいはあり得るのではないかとこの
とは想像しております。しかし一方國
民の側から申しますと、やはり現在の
ような公安委員会が警察行政の内容に
ついて十分な責任を持つておやりにな
るならば、それでもその方向が政府の
お考えになつておる方向と完全に背馳
するといふことはあり得ないのではな
いか。むしろ政府が考えておられる方
向に行くのがいいという場合に、それ
をあくまで無視することがあるかどう
か問題であります。しかし一方から
申しますと、政府が責任をお持ちにな
つた場合に、かえつて政策的な方向に
警察がゆがめられるおそれがあるの
で、どちらが國民のためにより妥當で
あるかという判断の問題であると思ひ
ますので、今鈴木委員のおつしやつた
御意見を全然正面から否定するわけで
はありませんが、他の面もやはりお考
えになつて国会では方向をおきめにな
つたらいひではないか、かように考
えております。

○鈴木(幹)委員 もう一点伺ひたい
します。それは、警察は元來自治体の
基本単位である市町村の固有の自治事
務というように解すべきものである
か、あるいは警察という仕事あるいは
こういう事務は、すべて市町村の固有事
務と解すには現在におきましてはも
うあまりに複雑になり、多岐になつて
おる、もしくは現象的に發生的に論ず
るならば、一体これをどういふように
解すべきか、こういう点についての先
生の御見解を、もう一べん承りたい
と思ひます。

○鶴岡公述人 この問題もなか／＼め
んどな問題と存じますが、ことに市
町村の固有事務であるかどうかとい
う点については、相當議論があると思
ひます。ただ固有事務が委任事務かとい
う二つの概念の區別については、これ
もいろいろ議論がございまして、それ
ほど明確なものではないのでありま
す。どちらにしても大した支障はな
い、むしろ實際には固有事務であつて
も、委任事務であつても、國の立法で認
めるといふことになると思ひいま
す。そこで政策的に、そういうふうな
市町村の事務にするといふことが、は
たして現在の警察という作用の本質か
らいつて妥當であるかどうか、こうい
う問題は確かに残ると思ひます。しか
しこれは警察事務の性質だけから私
は行かないと思ひます。それは
警察事務の内容自体もいろいろ／＼かわつ
て来ておりますし、ことに現在の警察
といふものは、戦前の警察よりもその
事務の内容がしぼられております。そ
こでそういう概念の内容、概念の範圍
そのものがかわつて行くといふこと
と、それからもう一つは、そういう内

容のかわつて行く警察について沿革的
に見てみますと、過去の中央集權的な、
つまり國家の事務として警察を行つて
いたときのいろいろ／＼な問題というもの
が、また再び同じように中央に權限を
集中してもいいと國民が納得するこ
ろまで行つていくかどうかというこ
ろに疑問があり關係で、現在の段階で
は依然として自治体の事務にする。こ
れは必ずしも當然市町村の事務にしな
ければならないといふふうには私は考
へませんが、もう少し大きい単位であ
つても、國が統一的に權限を持つより
も、むしろ自治体の事務にするとい
ふ方法をとる方が、國民のため
になる警察が行われるやり方になるの
ではないか。そういう意味で、抽象的
的結論ではありませんが、現在の
段階における方法としては、國に集中
しないで、少くとも自治体の事務に
することがよろしいのではないかと、か
ように考へております。

○鈴木(幹)委員 自治体の事務にして
おく方がよろしい、こういう御意見で
ございまして、自治体といふと市
町村も自治体であり、府県も公共団体
であり、自治体であるといふことは、
現行の建前から申しますならば言え
ると思ひます。ただその場合におきま
して市町村が基本的の単位であらうし、
府県は広域的な公共団体といたしまし
て、ある程度は自治体としましては不
完全といふことが言えましようが、と
もに自治体であることは同一であら
う。現行の警察法がございまして、こ
れも、大田市町村を単位にするところの
都市警察といひますか、市町村警察と
いふものの存置、あるいは府県を區域
とするところの広域な自治警察といふ

容のかわつて行く警察について沿革的
に見てみますと、過去の中央集權的な、
つまり國家の事務として警察を行つて
いたときのいろいろ／＼な問題というもの
が、また再び同じように中央に權限を
集中してもいいと國民が納得するこ
ろまで行つていくかどうかというこ
ろに疑問があり關係で、現在の段階で
は依然として自治体の事務にする。こ
れは必ずしも當然市町村の事務にしな
ければならないといふふうには私は考
へませんが、もう少し大きい単位であ
つても、國が統一的に權限を持つより
も、むしろ自治体の事務にするとい
ふ方法をとる方が、國民のため
になる警察が行われるやり方になるの
ではないか。そういう意味で、抽象的
的結論ではありませんが、現在の
段階における方法としては、國に集中
しないで、少くとも自治体の事務に
することがよろしいのではないかと、か
ように考へております。

ものにするかということにつきまして、問題はあつたように仄聞をいたしております。ところが実際の問題といひましては、相当な数の市町村警察ができたのでありますが、それが警察法の改正によりまして住民の自由意思によつてだんだんと廃止をして、二千ばかりの自治体警察というものがなくなつて、今日におきましては非常に少く、ことにはほとんど都市だけに残されておる、こういうような状況になつております。先生の御意見は今承りまして、市町村にも残しておけ、こういうような御意見のように拝聴をいたしますが、府県を区域にする自治体警察であつてはいけないものかどうか。これは非常にデリケートな問題であります。私の意見は差控えまして、ひとつ先生の御意見としてはどこにあるのであろうか、こういう点を一点お伺いしておきたいのであります。

○鶴岡公述人 私に原理的には自治体に置くべきであるという立場をとりまして、その自治体は、現在町村の警察というものはお話のように減つて来たのであります。これはそういうものを町村がささえるだけの能力がない。しかし同じ第一次地方公共団体であつても、市ならばそういう力はあるだろうという意味で、私は原理的には市の範囲、この市も現在では三万以上が市でありますから、たいへん小さいものがあるわけで、人口十五万になりますと警察職員が三百くらいになりますから、そのくらいの市ならば原理的には警察を持ち得る能力があるのではないかと、いうふうに考えております。そこで一般的にはそういうふうに考えますが、しかしこれもいろいろの考え方が具体

的な制度をつくる場合にはあるわけでありまして、たとえば完全に自治体的の、自治体警察たる実質を備えたものにする。しかしその自治体警察では人口十五万以上、三十万以上、五十万以上、あるいは都道府県だけ、いろいろ段階の切り方があるものであります。それはどれでなければならぬというふうには私は考えませんが、ただ自治体警察をぜひ認めてもらいたい。そういう意見であります。

○藤田委員 ただいまの問題に関連して、実は鶴岡先生の御見解を伺いたしたのであります。御存じの通り、現在の憲法の前文には国政の権威は国民に由来しておる。しかもその権力は国民の代表によつて行使する。その福利は国民が享受する。これは人類普通の原理である。私はこれは憲法の大精神であると思つております。この憲法の前文に基きまして、自治法の第二条第三項には公共の治安維持の規定があり、これは午前中にもちよつと申し上げましたが、厳然と地方公共団体というわけのものにその固有事務にされております。この事務に基きまして、御存じの通り公安条例というものが各地で公布されておるのであります。ただいまの鶴岡さんのお説によれば、法律的の根拠よりも、むしろ原理的な御意見でございまして、私は現行法体系から言ひまして、当然治安維持警察といふものは自治体の固有事務である。従ひまして市町村、府県の区別なくして、当然固有しておるものだ、かように考えますが、この点に關してあらためて一度簡単に御所見をお伺いしたいと思つております。それから次に伺ひたいのは、今

回の警察改正法は警察国家の再現であるといふことが盛んに言われております。ところが警察国家といふデフィニションにいたしましても、大陸系におきましては御承知の通り法治国家の以前が警察国家である。法律によつて国政が運営されることは、つまり法治国家である。その以前の時代は警察国家であつて、議會主義はなかつた。そういう意味の警察国家といわれております。ところが英米法系におきましては、警察国家とは治安維持の名のもとに自由を抑圧し、弾圧することが警察国家の本質である。こういうふうにおつて、義経でも英米流と大陸系ではかわつておるのであります。私は現在の日本の憲法を初めとする法律体系が英米流である、これは行政委員制度を見ましても明らかで、一般国民の常識ではないかと思つております。ところが今回の警察法を見ますと、これはどうも大陸系の法制を唐突として出されておるのじやないか、かような気がいたしました。犬養大臣にも最初にお伺ひしたのであります。今回の警察法の改正といふものは、これは現在のアメリカ流の法律体系下にある日本に、唐突として木に竹を懸いだような大陸系の法律を制定したのじやないか、かような気がいたしますので、この点に關して法律の専門家である先生の御見解をひとつお伺ひしておきたい。

○鶴岡公述人 第一の警察が市町村の固有事務であるかどうか、これは私は先ほどちよつと申し上げたように、固有事務といふ考え方は相当誤解を招きやすいので、もし固有事務を嚴格に解釈いたしますれば、市町村のいわゆる固有権であつて、国の立法をもつても奪うことができないということになると思ひますが、現在ではそこまでの強い考え方はないと考えております。そこで現在の建前では、地方公共団体が少くとも警察権を持つことが現在の憲法の精神であらうと思ひますので、そういう広い意味で私は地方公共団体に持たせなければいけない、かように申したわけでありまして、

第二点の、現在の英米流の制度の中に突如としてドイツ流の考え方をもち込んだのではないかと、私もそれに近い印象を持っております。ただ外国の制度の継承と申しますか、ほかの国のそれを取り入れる場合には、いろいろ考慮すべき点があるもので、ある国の法律体系といふものが、そつくりそのまま他の国に移植されて育つていくことはあり得ないので、それぞれの国の社会的な条件によつて考慮が加えられるべきであることは当然と思ひます。ただドイツにおいて、警察国家以後に生れて来た法治国といふものは、言葉は法治国であります。英米においてはゆるゆるルール・オブ・ローとはいへん違つておまして、むしろ権力的なものを法治国の名前のもとに残してした。そういう意味で警察国家を完全にまだ克服し得ていなかったんじやなかつたか。そういう国に行かれていたような考え方、制度が具体的にどうであるかといふことは別に、その考え方が再び入つて来るようなおそれがある。すなわち警察的取締りの権力を強めることによつて、国の政治がうまく行くといふ考え方が入つて来ることは、私は賛成できないわけでありまして、その意味で御質問の御趣旨に賛成でございます。

○藤田委員 私は警察行政といふものは、権力行使である。従つてその組織はあくまで民主主義的でなくてはならぬ。人間の基本的な権利に關係する行政でありますから、特にこの点は強調されるべきであると考え、一員であります。この民主的組織運営の基本的な觀念といふものは、あくまで先ほど先生が言われましたチエック・バランスの原則をとらふこと、あるいは権力を分散させること、あるいは大衆のコントロールを受けること、その中に任務を完遂し、民主的な運営をしまして、しかも大衆の監視が届くわけでありまして、こういう観点からして、警察法といふものは、あくまで考えなければならぬと考えなければならぬと思つておる。そういう観点からしますと、先ほど先生が戦後の警察の特色として二つあげられた第二の点の、地方分権必ずしも民主的ならず民主主義、必ずしも地方分権を採用する必要があるという御説の点に關しまして、私はいろいろと解き得ない疑問を残しておるのであります。この点は現実に警察も大衆のコントロールを受けながら権力を分散させるためには、むしろ地方に権力を分散させた方がいいじやないかと考えておまして、地方分権必ずしも民主主義ならずといふ意味を、いまま少し御説明願ひたいと思ひます。

○鶴岡公述人 私の申しましたことが、ちよつと誤解を招いたのですが、原理的に申して、民主主義と地方分権とは同一ではないといふことであります。これはいろいろの人が論じておりますが、たとえば中央の政府が完全に国民のコントロールのもとに立つておれば、その中央の意思が国々のすみず

みまで行われるという事は、これはむしろ原理的には当然でありまして、地方々々にこれと相対立する個別的の地方意思ができるという事は望ましくない。しかし現実の世界ではなか／＼中央が完全に民主化されませんので、そこで地方々々に問題を限つて、その地方の住民が、住民自治の方式でこれを行う、こういうことが望ましくなつて来るわけでありまして、現在の段階で警察がそれに該当するのではないかと、この点は、たゞいま藤田さんの御質問の通りでございます。

それから全体としての警察法の改正の方向について、第一条にありますこの法律の目的というところが従来の警察法の前文とたいへんかわつておりまして、人間の価値を尊重するという大事な言葉を落してある点に、これはやや邪推にすぎないかと思ふが、相当注意すべき点があると思ふのでありまして、そういう考え方でなくして、藤田議員の御質問のように国民の個人としての尊厳、価値を尊重するという方向に警察はあくまで運用するべきであり、制度は従つてその方向につくらべきである。その意味で御意見に賛成でございます。

○濫尾委員 万一誤解しておるといけませんので、ごく簡単にもう一度お尋ね申し上げたいと思ふ。先ほど現在の警察制度が違憲であるかどうかというふうな点について、御教示を仰いだわけですが、先生の御意見によりますと、まず国会がこれをきめておる。それから予算あるいは人事等について、いわゆる内閣の所轄のもとにあるというふうな意味において違憲でないというふうな点に同つたように思ふので

ありますが、それで間違ひはございませんでしょうか。

○鶴岡公述人 そういう意味ではございませぬ。違憲でないというこのいろいろ理由がございまして、先ほど私が申し上げました非常に形式的な理由もございまして、実質的にも内閣に独占させないで、ある行政については委員会にまかせるといふ、そういう現在の行政の方式でございますが、それを憲法が認めておるといふ建前から、国会もそれをお認めたから適憲ではないか。国会が認めておるから適憲である、そういうわけではございませぬ。

○濫尾委員 憲法が認めておるといふことについては、私は納得できないのであります。もう一点伺いたいのですが、治安の責任というものは、行政のうちでは最も重大な政府の責任ではないかと考えるわけですが、もし先生の御話のような方式によりまして、かりに現在の警察権に関する問題が、すべて公安委員会によつて取扱われるというふうなことがありたいと思ふならば、その場合においては、これは一体憲法違反でありましようか、どうでありましようか。

○鶴岡公述人 これは現在国家非常事態というものは、現行法でも認めておりますので、多少問題が残りますが、しかしかりに国家公安委員会が全責任を負うような制度にしても、少くとも人事、予算について政府が権限を持つておる限り、つまり所轄の關係に立つておる限り、そういうふうになつてもさしつかえないのではないかと。ただ治安の問題はたいへん重要であるといふことは、確かに私もそう思ひますが、しかし重要であるという点からいへば、行政のもろ／＼の事項の中にさほど軽重はないのではないかと思ひます。また考えようによりまして、現在の

ような警察制度で十分に治安が維持できないものを補う方法は、ほかにもいろいろあると思ふのであります。一番大事なのは、私はそういう治安上の問題が起らないような賢明な行政、つまり権力によつて抑圧するのではなくて、そういう不平が起らないような行政が一番大事だと思ひます。それはいろいろの方法を考えて、その中で行政委員会制といふものは一つの行政方式として考えられると考えております。

○濫尾委員 なるほど治安の問題は、ひとり警察だけの問題ではないと思ひます。むしろ国民全般にわたつての重大な配慮が必要であらうと考えるのであります。決して警察だけが治安の責任の問題ではないと考へますけれども、しかしながら日常の国民生活における安全を維持する、国民の身体自由、生命の自由を守るという事は、最も重大なる行政上の職責ではなからうかと考へる、その問題につきまして、政府が国会に対して責任を負えないような立場に置かれるということが、はたして現在の憲法の認めるところであるかどうか、この点実は私は疑ひを持つておるのであります。重ねて伺ひますようですが、現在の制度のもとにおきまして、政府は国会に對しまして、十分なる責任を負ひ得るものとごらんになつていらつしやるでしうか、どうでありましようか。

○鶴岡公述人 これはたいへんむづかしい問題であります。行政委員会の場合には、すべてそういうふうにならざるを得ないと思ふのであります。たと

えば人事院についても、内閣が責任を負わざるを得ないような關係になるのであります。そういう意味で、もしもこの警察だけでなくあらゆる問題について、内閣の手にすべてを集中しなければならぬ、こういうことになつて来るとすれば、私はそれはあまりに権力の集中にすぎると思ふ。過去の経験にかんがみて、諸国で生れて参りました中央政府からある程度独立をした合議制の機關を設ける、そういう行政機構の一つの原則と申しますか、一つの考え方を全然否定することになるわけでありまして、現在の憲法が、積極的にそれをあらゆる方面に用いることを勧めていないまでも、必ずしも否定はしていないのではないかと、そういう考へであります。

○濫尾委員 時間をとりましますので、この辺で終りたいと思ひます。私もこの警察権の行使というふうな問題につきまして、あるいはまた警察の責任というふうな問題につきまして、すべてを政府に集中したよろしいということ、必ずしも申し上げておるわけではなないのであります。ただ政府は国会に對して責任があるわけでありまして、現在のように、ただ内閣の所轄に属するといふような、あるいは公安委員を国会の同意を得て任命するとか、予算をつくるということだけでは、日々の警察問題につきまして政府は責任を負ひ得ないのではないかと。ことに現在大憲法務大臣が警察担当大臣としてここに今日おいでになります、大憲法に何らの権限もない。何らの責任もない。これを相手にわれ／＼が論議をしておるといふことが今日の状態であります、こういうことはまことに國

会としても困るのであります。そういう意味におきまして、もう少し政府がこの警察につきまして責任ありといふところを明らかにする必要があるのじやなからうかというのを考へる次第であります。しいて御答弁を要求するわけでもありませんけれども、もう一度先生の御所見をお話願へば幸いです。

○門司委員 ごく簡単にしろうとはしろうとなりにお聞きするのであります。が、今問題になつておりますのは憲法の六十五条でありまして、「行政権は、内閣に属する」と書いてある。従つて行政のすべてが内閣に属さなければならぬから、警察行政が公安委員会のもとに置かれてあるといふこと自体が、行政委員会は内閣の責任でないかのような議論がされるのであります。が、私もから考へて参りますと、警察法の中にも、やはり先ほどからお述べになつておられますように、「内閣総理大臣の所轄の下に」という字が使つてありまして、明らかに内閣から離れたものではないと私は思ふ。どこまでも内閣に所屬しておるものに間違ひはない。そうしてその内閣の組織といふのは、大臣が全部含まれて内閣の組織といふものが考へられておる。そう考へて参りますと、やはり大臣がないと言つておられますが、総理大臣の所轄のもとに行われる。公安委員会の所轄をする一つの事務分担として、担当の大臣が内閣総理大臣から命令をされておるか、委任をされておるかすれば、これは当然内閣の一連の一つのあり方

あつて、その大臣に対して質疑をし、その大臣に対して答弁を求めるということは、何らさしつかえはないのであつて、私はこれが憲法上の違反であるとか、あるいは憲法上の疑義があるとかいふようなものでは決してないといふふうに、実は解釈をするのであります。先生の見解がもしおありでしたら、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○鶴岡公述人 内閣が責任を負わなければならぬということは、制度上自然だと思ひます。ただ責任を負うに於いて、内閣が公安委員会に対して職務上の指揮監督権を持たないということから、責任を負ひ得なくなるのではなからうかと思ひますが、離任委員の御質問の趣旨だろと思ひます。これは、職務上の指揮監督をしないでも責任を負え、そういう制度と解するほかに、ちよつと解しようがないのであります。ちよつと乱暴のようでありますが……

しかしそういう制度も考えられていいのじくないか。つまりあらゆることを自分でしたから責任を負うというのではなくて、一般的に内閣が責任を負つていて、ただ特殊の事項については、内閣から完全に独立ではありませんが、先ほど申し上げたように、人事、予算について結びつきがある、そういうところで、職務上の内容については独立して行つて、こういう建前、そういう新しい考え方が行政委員会制度として諸国に出て来たわけでありまして、私はそれに全然理由がないといふことはできない、そしてまたその制度を日本国憲法が禁止しているといふふうにも言うことができないのではないか、かように考へております。

○門司委員 それでもう一言聞いておきたいと思ひますことは、行政委員会の一つのあり方についてであります。今日までに行政委員会はいろいろありまして、たとえば地方に行くとか教育委員会制度というものがあります。これも一つの行政委員会制度の形でありまして、それから中央にはやはり人事委員会という一つの制度を持つてゐる。この行政委員会がこういう形を持つておられますと、それから警察に対して公安委員会の制度、これも一つ行政委員会に属すると思ひますが、私が先生にお伺ひしたいと思ひますのは、こういう行政委員会の制度があるが、先ほど先生のお話のように、すべての行政というものは、ことに治安の問題に關しては、社会秩序を維持するということがその元は、少くとも地方の自治体にその責任を持たせる。これはやはり民主主義の原則から言ふならば、社会と個人が共同の責任の上に秩序を維持して行くという観点に立てば、私はその通りだと考へる。ところが先ほどから離任委員の御質問になつておられますように、その辺まではいいが、それなら憲法にいう責任制を一体どうするかというところが、やはり議論になつておりますので、もう一歩進んでお聞きしておきたいと思ひますことは、国の治安といふものは、先ほど先生のお話のように、総合的な政治のあり方に非常に大きく左右されるものであつて、従つて治安全体はやはり国の施策、政策、あるいはその他の政治性によるものと解釈するのが正しいのか。従つて警察制度といふものは秩序を保持することのための一つの制度にすぎないのだといふように解釈すれば、憲法の違

反にもならなければ、地方の自治体に委任することもちつともさしつかえないうふうなように解釈されるのですが、そういうふうな考へてよろしうございませうか。

○鶴岡公述人 同感でございます。

○佐藤(親)委員 私があつたは耳が遠くて、承つたところが徹底しないような状態があつたならば、再び聞くことをお許し願ひたいといふことをまず前提に申し上げます。

一番は横川先生にお願いしますが、第一に先ほど第一条と第二条と第三条の点についての御意見があつたようであります。第一条の「目的」というところにある「警察の管理と運営を保障し」という点、それから多分の責務の点については、第二条の「不偏不党且つ公平中正」という点についての御意見だと思ひます。それからいま一つ第三条の責任の点について、やはり同様な職務の性質についての御議論と思ひますが、御意見の趣旨はこう承つてよろしいでしょうか。こういう条文は規定しておるけれども、実際はそういうふうな運用はできないのだ。今までにそういうおそれがあるから、運用はできないが危険な規定だ、こういうふうな承つてよろしいですかというものが、まず横川先生にお尋ねする第一であります。

す。費用がかかるということについては、現在三府四十三県にまたがつて各府県ごとに国家警察が存在する。そのほかに二百七十六の市警察があり、百三十の町村警察があつて、これはまたく両方とも重複してゐる。重複といつては悪いのですが、実際は殿様のやうに四百六の警察が国家警察ときわめて連絡がとれないのです。これは商売上私にそういう実感を持つてゐるものであります。その費用は要するに大体政府の予算では非常な額が出ておるやうであります。だからして多分四人の先生方もその費用の点については、すでにこの法律案がもし通るといふことになり、そしてまたそれが一条、二条、三条のほんとうの民主的理念を基調とするやうな形になるならば、あえてさうな多大の費用をかけて、いわゆる重複する警察を持たなくてもいいのではないかと仰せなにかどうか。それともわれ／＼国民負担を増し、国家警察をこしらえて人をふんじばる材料をたくさんするのだ、こういう仰せであれば別であります。さうでなく、すぐにそういうふうな持つて行つて、ただちにこの法律は国家警察になつてしまふのだ。だから選挙のときには危険だ。それから悪いことをするとすぐふんじばられるという意見が、どうもそこちこちにあるやうですが、私個人としてこの法律が悪いといふふうにも解せないのではありませんけれども、要するにさうな四百六の警察も存置しなければならぬ。そのほかに存在しておつた国家警察といふものと両方とも必要だ。そうして先ほど阿部先生がおつしやつたやうに、民主主義に徹底するのならばこのくら

の県単位でまあ／＼よからうといふやうに押承できた御意見に対して、それでもいいかどうか。またそれでいいけないのだ、どこまでも徹底して、今度の改正法案は通してはいけないうのだといふふうな了承してよろしいかどうかについて御意見を承りたいと思ひます。まず横川先生からひとつ……

○横川公述人 私は前提条件としては現行の警察法に対してこれをつくられた歴史といふものを簡単にかえるといふやうなことに於いて、反対意見を申し上げたいのであります。それからその次に警察法の成り立ちの中に、たとえば一条、二条、三条というのは言葉の上では非常に厳格な一つの規定ないしは方針を与えておられます。それから同じやうに公安委員の任免、それから公安委員の任期、それからその行方それ／＼の内容については一つ／＼抜け道のないやうに、なるほど文章上から見れば確かにうまく運営できるだらうといふ点が出ておるわけですが、しかし実際上一番問題になる抜け道はどうかといふと、これはやはり第六条の「委員長は、国務大臣をもつて充てる」といふところの問題があるやうかといふふうな考へております。そこで第一条、第二条、第三条のやうなことが言葉の上では規定してあるけれども、実際上どういふ抜け道があれば、これは守られない結果にならないか。たとえば新聞論調にあるやうに、時の政権がかかるたびに上の頭のすげかえが行われるといふやうなことが危険な問題として超つて来ないかどうかについて、一応これは抜け穴と見られる、こ

におきましては地方分権というものが認められております。たとえば今では府県知事に対して総理大臣は、国家事務に関する以外においては、命令権はありません。大幅な権限を委譲している。市町村長についてもそうだろうと思います。従つて、交通も通信もずいぶん発達し、新聞、ラジオも発展いたしましたので、私どもは、現在の町村はそのままいい、あるいは府県はそのままでもいいとは絶対考えておりません。これらは大きくして行くのでなければ、あるいは府県については統合して行かなければならぬと考えておりますけれども、一ぺん選挙すれば、四年間はそれにまかせつきりで、それでいいという考え方は民主主義の根本から言つて、自分の村は自分で治める、自分の町は自分で治める、自分の県は自分で治める、自分のことはできるだけ自分でやるという素朴な考え方からいつて、非常に古いというか、後退しつづけるという考え方を持っているわけでありますが、どうでしょうか。ソ連とか中共は徹底的な中央集権の国だと思ひますが、それ以外の自由国家群では、そういうものが、今他の委員が御質問なさつたような傾向にあるか、それともそれを制限するような危険がふえて行くような傾向にあるか、ちよつとその辺をお願いしたい。

○鶴岡公述人 全体の方向がどちらへ行くかということは、たいへんむづかしい問題だと思ひます。行政の集権化ということとは、近代国家の一つの方向でもあると思ひます。しかし行政の集権化の傾向があるというところに、民意が十分現われるようにどういうチェックの方法をとつたらいいか

ということが、行政技術の一番むづかしい問題でありまして、どちらの方向であるということは断定できないと思ひますが、少くとも国民の権利が害されないように、行政の能率の見地から集中された権力を何らかの形で統制する、その統制の方法にいろいろ方式があるというふうに申したらよからうかと思ひます。その意味で根本の考え方としては、今の御質問の御意見に賛成であります。断定的に中央集権の方向はないというふうには私は言えないと思ひます。

○中井(徳)委員 どうもありがとうございます。

○中井委員 皆さんの御質疑も終了いたしました。

なおこの機会に公述人の皆様に申し上げます。本日はお忙しいところ、ここに遠路わざわざ御出席をいただきまして、おそくまで貴重な御意見をお述べいただきましたことを、ありがたく厚くお礼を申し上げます。

○中井委員 この際公述人の選定につきましてお諮りをいたします。すなわち明十七日開会する公聴会の公述人として、全国市長会代表の大阪市長中井光次君の出席を求めておりました。が、同市長は病氣高熱のため出席し得ないの、神戸市長の原口忠次郎君を代表として出席し得るようにとりかはらわれないとの申出がありました。つきましては、右神戸市長原口忠次郎君を公述人として意見を聞くに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中井委員 御異議なしと認め、さうに決定をいたします。

また朝日新聞社友関口泰君よりは、旅行のため出席し得ない旨の申出がありましたのでこの点御報告を申し上げておきます。本日はこれをもつて散会いたします。

午後六時三分散会

昭和二十九年三月二十二日印刷

昭和二十九年三月二十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局